



元老院印

議長官房

暹羅紀行

完

明治八年八月

暹羅紀行

工部省刊行

工部省
刊行

工部四等出仕從五位大鳥圭介大藏七等出仕川路寬堂租稅寮
 七等出仕河野通猷等謹テ太政大臣從一位三條實美閣下ニ白
 ス暹羅ハ支那ノ西南ニ接スル一王國ニシテ慶長寛永ノ間使
 ヲ本邦ニ來ラシメ國書ヲ呈シ方物ヲ獻シ我政府ヨリモ回答
 ヲ與ヘ物産ヲ贈リ以テ隣好ヲ修メ兩國ノ商舶屢往來セシガ
 其後外航ノ禁令アリテ已來復消息ヲ通セズ而ノ彼國近歲博
 ヲ外交ヲ結ビ内外ノ貿易頗ル盛ナリ我政府夙ニ之ヲ聞キ其
 國情ヲ詳ニセムト欲シ而メ未ダ探訪ノ便ヲ得ス斯ニ澳太利
 亞國ニセツプノルハ日本支那暹羅三國兼攝ノ公使ニシテ客冬
 皇國ニ來住シ隨夫本年第一月將ニ暹羅ニ赴カムトテ政府ニ
 申ス是レ彼國勢ヲ觀ルノ好機會ナルヲ以テ劣生等公使ト同
 行ノ欽命ヲ蒙リ乃チ共ニ發航ス而ノ彼地滯留ノ際公使ノ紹

皇國ニ來住
 亞國ニセツプ
 隨夫

介ニ依テ國王ニ謁見シ更ニ政事邦俗ノ風ヲ視貿易出入ノ勢
ヲ察シ今茲ニ其槩略ヲ採拾シ以テ報告書ヲ編シ謹テ閣下ニ
呈ス

此書分テ三卷ト爲シ其卷ノ一ハ此行水陸ノ巡歴及ヒ各地目
撃ノ景况ヲ述タルモノニ之ヲ名ケテ暹羅紀行ト爲ス又其
卷ノ二ト其卷ノ三トハ地理王系政體宗門風俗盤谷風土等親
シク之ヲ觀察シ又彼國人ニ問ヒ更ニ之ヲ諸書ニ參照シ以テ
所記ノモノニ之ヲ名ケテ暹羅紀略トイフ而シテ夫ノ貿易稅
則港內規律等ノ輯錄ニ至テハ租稅權大屬北島兼弘ノ功モ亦
渺カラス蓋紀行紀略合シテ共ニ一篇ノ指南書ヲ爲ス 劣生等
彼國ニ留ル實ニ一月ニ滿タズ又曾テ彼國語ニ通セス故ニ其
搜索スル所頗ル簡略ニシテ未ダ能ク微細ヲ悉サズ雖然白象

國ノ政度如何學生子ノ鄉風如何其一班ヲ觀ルニ必シモ小助
ナキニアラズ閣下幸ニ展覽ヲ辱フシ以テ壤國公使交誼ノ厚
キヲ領シ次ニ 劣生等ノ所告聊委任條款ノ萬一ニ酬ルト爲サ
ハ實ニ望外ノ大幸謝スル所ヲ知ラス以テ聞ス恐懼再拜

明治八年第六月

目錄

暹羅紀行

暹羅紀略上

地理

氣候

人口

風俗

物產

王統

政體

法律

爵位

宗門

言語

學校

工藝

歲出歲入

租稅

海軍

陸軍

曆

貨幣

度量

暹羅紀略下

通商

輸出表

輸出輸入稅

輸入表

僱外國人

港內規律

陸上規律 水先規律
盤谷風土 山田長政の説
學生子の小傳

暹羅紀行

明治八年一月十七日工部省四等出仕大島圭介大藏省七等出仕川路寛堂同八等出仕河野通猷同權大属北島兼弘埃國公使「ハロン、セツプア」氏と同伴暹羅國行の欽命を蒙り同十八日東京出發同夜横濱より埃公使と共母佛國郵船母乘入十九日朝出帆

同二十五日朝香港着「從横濱至干香港海上凡九百里 日本里法以下之母 准 大約六晝夜母を達す

埃國軍艦「フレデリシユ」號當港停泊公使の來着を待居りしを以て我等を公使と共母右軍艦に乗組暹羅國母赴んと約せり

二十六日二十七日二十八日二十九日香港滯留寒暖計平均六

十二三度

三十日朝公使と共母埃國軍艦母乘入り呂宋島「マ子ラ」港母向ひ開帆

暹羅國ハ香港より凡西南母當り呂宋島ハ香港より東南母在るを以て如是針路を取るハ迂路母属せりと雖も香港着の頃暹羅國第一王第二王の間母不和を生し内亂あるの新聞を得て其始末未だ分明ならず因て「マ子ラ」港母至らば確説を探るべく且其頃ハ東北定風の吹く節なれば帆力を以て航海をる母を便ふるもへ此水程を取りしなり
軍艦船將始め諸士官何れも懇篤母我曹を待遇し皆其厚意を感謝せり

軍艦上下總人員二百五十三人大砲十二門壹箇月の航海入

費凡五千圓と云ふ

二月二日午前呂宋の一島を左方母見る寒暖計八十二度出帆以來東北の順風を得て海上風濤甚平なり

三日朝呂宋島「マ子ラ」港母入り投錨 從香港至干「マ子ラ」港凡三百里大約四晝夜母を達す

寒暖計八十五度

呂宋島ハ「フヒリピン」羣島中の一大島母して臺灣の正南母在り臺灣府より「マ子ラ」府迄凡二百五十里此島ハ「イスパニヤ」國の所領にして「マ子ラ」ハ即其首府なり全島ハ北緯十二度半と十八度半の間母位し東經百十九度百二十四度の間に在り其最長を部凡二百七十里其最廣を部凡六十九里全面の大を五萬七千五百〇五里 英あり
西北部母ハ高山深林多く火山處々母突几とし地震の害

母遇ふふと屢なり

全島を分て十九省とす總人口凡二百十七萬八千人

「マ子ラ」港ハ呂宋島の西岸母あてて港口ハ凡西南に向て開も濶凡六里中央母燈明臺二個あり甲ハ旋轉燈乙ハ不動燈なり港内南北の亘り凡十五里東西の幅凡十二里港口に入りて東北母航をるとは「マ子ラ」府の前母達す 我輩の着せし頃港内停泊の大船凡十七八艘あり「パシツク」川の本流並母枝流母ある西洋形の小船ハ殆んど百艘に及ふべしと察せり

「マ子ラ」府ハ呂宋島の都のみあらず「フヒリツプ」羣島北總首府母しそ東洋大港中の一なり其位置ハ「パシツク」川の兩岸母あてて北緯十四度三十六分東經百二十一度なり

府の本郭ハ南方を領し「パシツク」川と海灣の間母ありそ半圓狀を爲し石造の胸壁及深壕を以て之を圍み大砲を備へ頗

る堅固の形を表せり本郭内の家屋ハ皆二階家母を石に造り總督 即今の總督ハ甲必丹「ゼ子ラール、マルカムポ」と 其他の官員僧徒兵員比住處母しる他國人の住す事許さず北方母「ピノンド」と唱ふる屬郭あり是れ外國商人 支那人 最多し 乃住處母しそ通商最繁昌の地なり然れども市街ハ鋪石なれを以て雨天比節ハ泥濘多くして行歩母便ならず

通例乃人家ハ二階家母多木材母を作り障扉ハ板母て碁盤の目形に組立て雲母の薄板を張り光を容る母供をるものあり人口凡八萬人内西洋人五千支那人三萬五千土人四萬土人ハ所謂「マラーイ」人種母を皮膚淺黒筋骨瘦削す西洋人之を呼んで「インヂアン」といふ 地誌母記する所ハ總人口凡十五萬人とす而して我曹が目撃せし勢母ても遙りに八萬人より多き母似たり然れ共今土人母質せし員を記して他日の考究を期す

輸出品、砂糖、煙草、靛、麻、燕窩、加非、蘇木、毛皮、鼈甲、木綿等なり
前年ハ米をも多く輸出せしり近年ハ暹羅邊より米を賣出せ
ふと多きやゆへ其價下落せり故母今ハ輸出をふこと甚少な
しと云

英國並母合衆國より輸出するものハ羅紗金巾類及鏡具鋼具
類佛國より來るものハ香水類新奇製作物支那より輸入する
ものハ茶陶器其他種々の雜品なり

千八百四十六年英國より輸入せし品物の價六十八萬一千百
三十四封度

產物中海内母有名母しる政府の專賣せるものハ所謂「マテラ」
卷煙草なり之を製する者母使役する男女の員數甚夥し其
製造局中「メシク」製造所と名つくるものを一見せし母之を

管轄せる人ハ政府の官員母を役使する所の婦女凡六千人其
賃銀ハ職の巧拙母依て同しうらず毎月十五弗より六弗位迄
なり此局の製し高一箇月母付凡二千四百萬本政府より所拂
の賃錢高三萬弗乃至四萬弗而して千八百七十年輸出の高百
五十萬弗なりと云ふ此局ハ唯婦女子の手製なり他の一二局
ハ蒸氣器具を以て造る由なり但し滯留比日數少きを以て之
を觀る能はず右局母を製しざる者ハ悉く之を「デボー」と唱
ふる賣捌局に送り入札を以て競賣を爲す我曹此局母於る試
みに吸料の卷煙草を買し母一箱五百本入上等の者母を六弗二十
五錢あり但し横濱東京母てハ壹箱の價十弗より十二弗母至
りて品格ハ之より下等なり其價の差是く大なるハ港稅の
高きより發ると云へと商人の所利も少うらざると云ふ

煙草ハ素より此諸島の産物母して政府より土人に令しる作
らしめ一人前一年四萬本を植へしめ成熟せし後政府より相
當の價を以て買上るを法とせ
煙草母次く物ハ「アバカ」と唱ふる麻を以て製しある船具網
母し其製造局甚多し但一蒸氣器械を以て作製するものハ
最上品あり又「パインアップル」樹の葉を割きて製したる美布
あり之を「パイナ」と唱へ婦人の服を製するに用ゆ
「マテラ」府ハ千五百七十二年「レガスビ」といふ人の開く所母
しと千七百六十二年英國軍艦襲之を取り其後「イスパニヤ」
政府若干の金を拂ふて之を買戻し千八百十四年の比他國人
の住居をる事を許せり此地ハ大地震多きゆゆへ古より人家
市街を毀損せしゆと多し

石炭坑ハ「アルバイ」といふ地母出る由なれども未だ十分開
きざ大抵「オ、ストラリヤ」炭を用ひ其價通例十七八弗なり
都府の近傍ハ平原母る米田渺茫處々村落あり寺院の高塔椰
子檳榔比稍間母隠見しる實に熱地乃風光目下母歴々歩り我
曹り滯留せしハ二月の初旬なれども寒暖計ハ平均八十五度
とあり九十度位母て日中の熱氣頗る甚し然れども曇天多く時
時驟雨來り涼氣を送るゆゆへ大母苦惱を療せり
土人の男子ハ通例白金巾の襦袢を着し腰己下ハ裸體母を跣
足なり女子ハ金巾又ハ更紗類の服を穿ち上等の者ハ上沓の
如記ものを着を中等以下ハ皆跣踏なり
二月八日夕六時「マテラ」港出帆連日大抵風波平靜母し最
穩ふるときハ海水油を流るり如し其他海上別母記すへき程

の異事ふし但一日、飛魚の波間母繚々千鳥の翔る如き景を爲し又暹羅灣母入る比、多く海蛇の水上母浮ふを目撃せむのみ

十八日夕暹羅灣著投錨從「マテラ」港至千暹羅灣凡八百里五十里余十晝夜母を達す

暹羅灣ハ東埔寨地方ト「マラーイ」半島の間に包まれざる一大灣母て東西の闊さ凡百三十里東南母向を向け「ミナム」河の口ハ灣の中央より少なし東母倚り諸船投錨の場より北方母當れ暎國軍艦の停泊せし場ハ川口を距るゝと英里に七里半なり但し投錨の場ハ東北定風北節と西南定風乃時母由て同しかゞず○此灣ハ廣闊に過ぎ良港母非されとも四時風濤靜なむもへ危難母遇ふこと尠し我輩の著せし比停泊の船凡七八隻を見たり

暹羅海岸ハ卑低平坦あるゆへ川口を見出すと容易ならず南方より望むときハ北方に當り北緯十三度三十二分東經百度三十五分十三秒北處堤の如き一叢の高樹あり綠色平岸上母拔をむこと凡三丈とす是則ち川口西岸の目標なり而して昨年十一月己來燈明臺を築けしりもへ其方位を定むるに大便利を得たり

暹羅國の都府盤谷ハ前母記せる「ミナム」河の上流母あり其河口を距るゝと凡十二里半とを此河流大母彎曲するもへ堀割りを通し捷路を作り小舟の上下母便す此堀割りを通行せるとさハ僅母七里なり然れとも蒸氣船其他の大船ハ往來をむると能はず故に必本流を上下せ

本流ハ幅廣ふし水の深淺記處母るは三四尋あり水勢

殊母縁にして潮汐母隨て進退をるるゆへ以て大船を容る
るに足れり然れども川口母砂洲あり之を「バー」と名づけ
く即門の義なり水甚
淺く大千潮のときハ僅に三尺となり満潮のときハ十四五
尺ふるり也へ大船ハ之を越へて河流母入るふと能わざ故
に重荷を積ざる巨船ハ砂洲外母錨を投し解を以て荷物を
盤谷母運送す然れども小形の船ハ其荷物の一半を解にて
送り其船脚の水入りを減し後満潮の時を候ひ流母潮る
なり故母二桅三桅の小帆前船蒸氣船盤谷府に停泊せざる
の通例二十四五隻母下りず然れども右の砂洲ハ時々位置
を變へ潮汐ハ季節母由り淺深ありゆへ水先船比案内を
得ざれば甚危険ふりと云ふ○近年英人蒸氣器械を以て此
砂洲を浚へ舟船の通航母辨し以て全邦の運輸を開かん

の建白あり在職具眼の人ハ之母左袒せと雖も頑愚の古老
輩淺瀬ハ海防の天險ありと唱へて疏開の説母從わざと
云ふ

十九日夕方暹羅政府より埃國公使迎へて小蒸氣船を遣し
外務省官員一人並母盤谷在留埃國領事「マシユース」乗組來り
本船乃傍母投錨せり

二十日拂曉我等ハ埃國公使並母同國軍艦船將其外士官と共
母小蒸氣船に乗組本船を離れ燈明臺を右側母見て所謂川口
乃砂洲を越へ河流に入り母兩岸とも極めず卑濕母して過
半水中母浸し至る處藪澤多く絶へて原野丘陵を見ず唯椰子
樹並に「アタツプ」椰子母似
て矮あり楊柳其他熱帶雜樹の鬱蒼するを望
むのみ河口の西岸母見張番所あり又一二の漁家ありを網を

晒せり此等乃人家ハ何れも水上母竹柱を建て床高く組立、洪
水のとれば防をふし「アマツプ」の葉を編みて屋を葺き其粗悪
なるふと本邦の田舎母を見ざる所あり
河口を少一溯りて上流を望む母流の中央母小島あり此母磚
石を以て造るゑる小堡あり河流を防く爲母築くものと見へ
堂り又其次母一目卓然あるものハ一種の塔梢あり是れ暹羅
國の佛寺母属する高塔母一と白色母塗成し水上母臨み旭光
母映し奇景を呈せり其他兩岸乃村落中木造の梵宇多く皆瓦
を以て覆ふ金泥を以て着色せり
河口より一里半計り上りて東岸母「バクナム」といふ村落あり
税關を爰母設く盤谷に溯る船ハ是母於て必銃砲彈藥を揚る
税關の吏員一名を乗入るゝ一むろを法とせ

「バクナム」より二里半計り上り西岸母「バクラツトラン」といふ地
あり是れ上母舉て堀割り入口母て其兩側母番所あり且其近
傍の兩岸母ハ古代比堡寨並列せるゝ也へ之を認むるふと易
し
河口より盤谷母至る間溯るに隨ひ兩岸乃地形少く高く流
母沿む處々母小村落ありといへとも人家ハ多く水上母架し
ゑとへ陸上母おるを水面を出るふと僅母一二尺母一を其卑
濕汚穢言ふべからず逆を都府近邊乃地とい見へり堂し且四
方比景色ハ川口母於るゝ如く一望蒼々唯椰子芭蕉楊柳並母
熱地の綠樹敷澤母繁茂を母のみ母を更に山水比景勝を見る
ふとふし
同日午時盤谷 北緯十三度五十八分 著煥國公使ハ暹羅政府官員
東經百度三十四分

の案内母依り上陸せり我曹ハ煥國領事館書記官母誘引せられ
る「フオルクス、ホテル」母泊せり府内「ホテル」三軒あり外二軒ハ
甚小あり此「フオルクス、ホテル」ハ獨逸人の所有母一々木と竹
とを以て作れる平家母「アダツプ」の葉を以て覆む別母浴室
園庭あり客二三十人を宿せしむる母足れり屋宇美麗母ハあ
らざれとも食料佳ふれハ聊遠洋航客の疲勞を醫むる母足れ
り西洋並母米國母とも僻地寒郷の「ホテル」ハ大抵如是なり
の如り

午後馬車母王城に至る王城内外兩郭等の形狀ハ暹
羅記略母譲りて此母略す

城外番兵歩兵母英國風
の軍服を着るあれとも通行自由乃門ふれハ咎むる

者もふく入るを觀れハ郭内白象比國旗を翻るへハ右方母宮
内の會計局陸軍兵隊乃陣營あり左方母博物館あり皆西洋風

乃新建築母二階家あり結構巨大清潔一美觀あり右の屋宇
母續けり象を蓄置大屋あり兵士の案内母隨むる之を觀母象
の數々頭母下らぎ内白象と稱するものあり又尋常毛色のも
乃あり皆肥大豪壯巨脚長牙但一牝象ハ
牙を生せず實母驚くべし何れも二
三の土人あり之を養へり政府人民共母之を尊崇をすふく
神乃如く出師の時ハ鞍を置け大砲を載せ砲手も之と共に乘
り進むともふ但一白象ともへとも全く白き母あらす肩より
頭の部薄茶色母しそ常象比如く深灰色もふざる乃み
次母王宮に續き「ワット、フリース」と稱する大寺院あり之母至
るに中央母本堂あり傍母高塔數宇巖立し全郭ハ回廊を以て
圍めり本堂の外部ハ廊廓を繞らし柱ハ磁器の小屑彩色ある
者を塗付る金泥を以て修飾し光彩目を奪ふ其家根ハ三四段

おて瓦を以て覆ふ金泥を被らしめ其光輝日光母映し而閃動
す發母ハ大理石を敷き内母入る之を觀るに四方天井と
金泥母て塗抹し僧徒數輩經文を讀み正面母釋迦の金像を
安置し佛前母種々黄金の器皿あり香花を備ふ體ハ本邦一向
宗の寺母似て其修飾彫刻ハ同日の論母あらす塔ハ高低一ふ
らす大抵二三丈あり何れも陶器と金箔を練合し組立母
をのあり回廊ハ床大理石母し壁ハ金泥に塗り上母種々
の山水草花佛像羅漢閻魔天人等比姿を畫り美ハ美あれと
總て佛家の臭氣を帯ひ更母爽快の雅味を覺へす
二十一日二十二日連日暑炎如燬寒暖計平均九十一二度
二十三日午後小舟母を本流を渡り西岸ある外務卿の園母
遊ふ此園ハ「リゼントカナル」の左側母あり内外人民の入

るふとを許すとんへとを殊母外國人の遊歩場母設ると地ふ
れハ地面廣闊清潔母し其内に佳草奇樹を植へ異獸珍禽を養
ふ花色鮮妍鳥聲錦繡殊母池中蓮を植へ其葉の徑凡七八尺大
傘の如く其縁周二寸計上母立ち外赤く内青く恰も茶盆の
形を爲せ其花紅白あり亦潔母し麗ふ
盤谷の地勢等ハ暹羅紀略母詳あり
同日夕方塙公使と共に陸軍卿「チヨウ、ヒヤ、シユラオンジ」細君
乃火葬場母至る

我曹ハ陸軍卿子息の案内母を此火葬場を一見せし此人一
兩年英國母留學し近頃歸國せし由母を能く英語を解せり
此火葬場ハ大寺院ハ内母あつて堂塔壯麗幾宇あり左側の
一堂中正面の入口母高さ一丈程の臺あり棺を此上母安し
白布を以て被ひ臺の左右前後ハ種々美麗の飾を付る周圍

母數十顆の燭を燃し而して棺上より金「モール」の如き帶を左右母垂れり親戚故友其他乃ちのも爰母來り此帶を把り吊禮を行ふ由あり我輩火葬の場を見せれと之之行ふ母ハ親戚比の相會し人々蠟燭を把り之を燃し之を燒き其灰ハ黄金の壺母納め之を寺内母貯ふるといふ

暹羅國貴族死をるといハ之を寺母送り之後直母火葬母行せず七八日又ハ十日間之を留置市中乃貴賤老幼麤集し晝夜間斷なく劇場を開き音樂を張り歌舞を爲し隱見畫の如き戲藝を催し又夜母入り之ハ更母火花を颯ち其雜沓歡娛譬もろに物糺し蓋暹羅國の葬式ハ非常の大祭母之衆庶連日歡樂を極め些ち悲哀弔悼の情を見せるといふとふ我曹は悉く右の禮式を歴觀せり中母就ち最奇母て愛

せむれとのハ交趾支那童乃躍ふり其童ハ齡凡六七歳より十一二歳迄の者母之紅紫の彩裳を裝ち兩手母美しと手燭を把り且歌ひ且舞ひ兩々雙々相盤環しと少く西洋の「バレイ」又「ボール」と唱ふるとの母似たり其他の音樂歌舞ハ皆聲喧く調鄙母之東洋野蒜乃氣味を免れず右の儀式一見の後陸軍卿の案内母依り寺内母晚食す食堂ハ諸人羣集の場母面せり一廊母之几卓器皿割烹母至ると總て西洋風母設成一種々珍味を羅列せり食後卿より客一人毎母金乃指環一個を贈り之記念の爲母せり

二十四日朝外務省母至る卿「チヨウ、フリーラー、バニウオンセ」母面會す

卿の男「スーチャイ」ハ英國母留學をせると三年母て近頃

歸國一齡凡二十四五歳母見へて能く英語を解す此人の通
辨を以て卿と談話を爲し卿は第一母隣國交誼の厚きを望
み次母本邦の人口海陸軍の兵員歳入歳出輸出高輸入高並
母教育の法を問むし母由り我曹一々其實を以て答るれは
少驚愕比體母は是迄左程母は想像せざるしとの顔色を現
せり

埃國領事の紹介を以て瓜哇人「ツレイル」といふ者を通辭
母雇む一日二弗を給せり此人は英語と暹語とを解するも母へ大母
諸務探索の便を得ず

二十五日「ワットプラ、チエツ、ノン」と佛の臥像を藏する寺といふ義あり稱する寺
院母至る

是れ府内の一大寺院母は巨開數字あり内一字釋迦の黃

金臥像を藏す其像は曲肱横臥し脚を伸して重祿を形母
と全身の長を十五丈餘内質は磚を以て積立る塗抹しその後
之を被ふ母金箔を以てせむるの母は光芒満室を映射し
其巨大壯麗實母一大奇觀なり像は瞻母青貝を以て百般の
草木禽獸星宿を彫成す是れ佛は宇宙間の萬物を統轄する
の意を偶するなりといへり

二十六日印書局母至る米國の傳教使「ブラツトレイ」といふ人
年來盤谷母住し印刊局を開き英書暹羅書を刊行し又英暹對
譯の書類を出版す本日之を訪ふ暹羅の歴史年契會話編並
に地圖等を購ふ府内更母寫眞樓一字あり歸路此母至りて盤
谷景色乃寫眞等を求む

二十七日暑炎最烈寒暖計九十五度夜「ゼルマン、グラフ」母遊ぶ

二十八日埃公使旅館母至る其他無異事

三月一日國王母謁見す

本日ハ埃公使「セツファー」氏の謁見日ふれハ同國海軍士官
並母我曹兩人大鳥川路外務卿より本日午後四時謁見の案内
狀を得てハ何れハ大禮服母ヲ旅館出立政府より迎の馬
車母乘一府の内郭を経テ表門前母至テハ比兼々整列せる
半大隊計乃步兵二十騎計の騎兵 歩騎トハ英風赤色の軍服を著
シ歩ハ「エンフヒールド」銃を
携ヘ騎ハ「オウストラリヤ」の馬母 此樓西洋風新築乃二階母ヲ
跨リ槍ヲ持テ隨分勇壯母見ヘテリ音樂を奏シ擊銃の禮を爲シ祝
砲を放テリ門母入テ待合所の樓上 椅卓花籃等も皆清潔美麗ふ
テ母登れハ外務卿其他の官員出迎テ衆を慰勞一酒茶を進
む頃之おぼ々裝飾せる大象數頭前後母相連テ兵士二三
人を負ふる徐歩シ來リ城門母入テ樓下母整列す休憩半時

間を過テ樓下謁見室乃方母當リ音樂の聲沸起テ是れ國
王の謁見所母臨出の報知ふれハ何れハ直母整頓して外務
卿母隨シ樓を下テ西方の階母登リ廊下橋を渡リ隨テ謁見
閣に入り會釋の後 前王の頃此國母於國王母謁見乃ト立行テ
みトを許サテ叩頭匍匐禮を行ヒシ由ふれトモ
近年之を 廢セテ 中央母進めハ國王ハ正面の一段高き處母お座シ金
椅母倚リテ立ち金冠を戴キ金鏤乃盛服を着シ 服色ハ次母細
述すべシ
側に一人お座シ金刀を擎テ立ち而シテ其兩側ト床上母ハ
皇族貴族官員多く整列セテ

埃國公使ハ外務卿ト共母更に近く進みぬれハ我等ハ共母
相進みテ直立一是母於公使國書を捧讀シ通辦官之を暹
羅語に譯シテ讀上モ終テ後公使自テ進んテ國書を奉れハ
國王手親ラ之を受領一次母國王國書請取の書冊を出シ之

を讀上も通辨官之を英語に譯し公使母傳へ公使又進
其書冊を拜受し乃ち大禮終り嘗れハ國王ハ後方北階壇に
登り深宮母退も其後公使と共に皇族貴族母面接し時侯
の挨拶を述る後退さ直母馬車に乗る門を出つれハ以
前乃如く兵隊音樂を奏し擊銃の禮を行へり而し夕方旅
館母歸る

謁見間ハ豎凡二十間幅入口の部母凡六間奥母十二三
間丁字様を爲し四壁天井柱とも總金箔を以て被る種々の
彫刻裝飾あり色彩花氈を布き寶母美麗を極めり

謁見間の左側母並立し嘗るハ王ハ叔伯及兄弟其他の皇族
母し何れも禮服を著し其員凡五六十名あり右側母在り
しハ老提緬甸國等乃貴族母其員大抵上母同し

暹羅國士官の大禮服ハ筒袖に金襴の如き物母製し杜
丹を以て留め大抵純金北鍍母を編み珠玉を裝し嘗る幅一
寸五分計の帯をしめ其上を被ふ母筒袖の長羽織を以てそ
羽織の地ハ薄き紗乃如物母色ハ白きあり又淡紅ある
ものあり之母純金の花紋又ハ星紋の如きものを滿面に織
付る其光輝爛々目を奪ひ其量頗る重く見へる但し其金
飾の精粗濃淡ハ位階の尊卑母隨り同しり且其位階母
應し何れも白象を畫き各母種々の賞牌を佩ふ冠物ハ黒
羅紗を以て製し兜形母頂母金鈕を具へ恰も日耳曼歩兵
隊乃帽母似たり國王の禮服ハ全く右と一樣の體裁母但
其最美にし最金飾母富めるを異ありとざるのみ其冠母
至りしハ純金を以て製し其形高く聳へる尖り塔比姿を爲

せり是れ腰以上の裝束なり而して腰以下ハ最奇異なる製
母糸絹又木綿切れの巾三尺位長を八九尺位比をのを腰母
三重計りを卷付帯母を留め而して其下端の中央を兩脚
間母で前後合せ握り卷付帯其端を股間母引上げて後方
に取り帯乃下母狭むふて東京母を譬「パンオリ」といふ姿母
似たり是の如くを母とさハ膝以下ハ全く暴露をるり也へ
西洋婦人比沓下足袋を穿ち紐母を留め西洋形の半靴を着
く但し貴族士官等の平服を腰以下ハ之と同様にし但美惡
乃差あるのみ

貴族士官等平服のとき腰以上ハ西洋流比服制母を薄羅
紗白き「レ子」等を用也

但し右の如き西洋形の服制を折衷して用ひしハ先代の王

乃とて母ありて今を距る僅に二十二年なり其以前ハ王母
請を母とを唯一片乃布帛を腰母纏りのみありとぞ
近來腰以下の裝おを一變して西洋形母爲んといふ説あり
と舊習拘泥比頑夫之を嫌わせめを腰以下丈もハ本邦の
古風を存しおれ度と説ふると一笑母堪へざるなり
暹羅國母三黨あり曰古老曰拘泥曰少壯是あり古老黨ハ舊
風母染馴る日新の事業を知らず國政の改革を拒む暗呆の
古翁輩あり拘泥黨ハ古老黨の如く頑固ふるを稍時勢乃變
換を辨せといへとい急母風俗を改むるふとを欲せざる徒
ふて第二王ハ即其魁あり少壯黨ハ外國の開化を見聞し果
斷を以て日新比城母進んとを母少壯輕忽の子弟なり第一
王ハ即其長也

前文母記せし如く昨年来第一王と第二王との間母不和の起りしを畢竟二人乃所見同いかざるを醸出せる葛藤ありと聞きて然れ共我曹暹羅母留るの日淺く殊母其國政の機密を探くふいと好ざるもへ明母其虚實を察せざる能くを唯傳聞の卷説を記し他日の考證母備ふるのみ」暹羅國王二人あり即第一王第二王と稱を第一王ハ素よて全國を統轄する無二の至尊にして君主專制の國體ふれハ生殺與奪の全權を有し國民之を尊崇をふいと論を俟ず而して第二王ハ位階之母亞さ諸皇族比上母立とゆへとを今ハ國政母參與せよ又第一王の位母登るふとを得ず然れとを第一王母匹敵をべき巨大比王宮に住し諸官員あり又臣下あり更母若干の兵士を以て之を護衛し外國の條約書母

鈴印を有せる等の權を有せり蓋其位階權力の制限ハ實母外國人の察知しりて所ふて我輩乃推考母ハ舊徳川家の御三卿と唱へし者母類をふふんハ舊冬十二月第二王の邸母兵士聚屯せる比報ありハ諸貴族諸兵隊争を第一王の宮に馳向ひ護衛を爲し其頃前の國老「リーゼント」と稱せふ人前代の王乃執權母内地の別莊母ありハ有司よて使を馳せ之を呼返し宮内母を評議の上第二王をハ參朝せしめ事の顛末を糾弾せんと欲せし母第二王ハ急母舟を離れ英領事館母遁入り英領事ハ之を處置をふの權なきもへ先づ第二王を留おれ後之を新嘉坡の令母報し之れハ令軍艦母乘來り我曹と同日母盤谷灣に着しあり盤谷滯留數日間評議比上雙方熟和せしと見へ第二王ハ元の如く王宮母歸り舊位

を領し事全く平靜母歸せり
同日夕方嬭公使と共母外務卿の宅に晩食を伴食北人の國王
内閣秘書官數輩嬭國軍艦士官等母一と全く西洋流の饗應ふ
る食後陸軍の樂人を招き國風を奏せ蓋英風乃曲母しと其調
頗る雅麗と

二日野外の草花園母至る盤谷地方ハ四時炎熱北地なれハ百
般の果實母富其形大其味甘ふ一る我曹乃從來目撃せざるを
の無算貯りとんへとを夫の草木の花母至るとハ香色とを本
邦に及ばざるかと遠し是れ暹羅國北季候ハ一年を早霖の二
季母分ち十月より四月迄ハ炎熱母一と雨ふく五月より十月
迄ハ霖雨罷とわふく陰濕甚しく我邦の如く四季乃節序正し
りざるを母と生るるれん

三日甚涼寒暖計八十二度小舟を醸しと城東の田野母遊ふ府
を距るふと僅母三四里母しと平原渺茫一望無際四方山岳丘
陵を見を實母平坦乃郊野にしと但稀母樹林竹叢を望むのみ
田圃ハ方形に區分しと一區の大凡二十尋四方四百坪區每母畔
を設る經界と爲を之を望めハ恰と日本北田の景母似ぬり但
日本乃田ハ區分大小同しとを暹羅國の田ハ縱橫經畫甚正
をを異れとをるのみ

秧田ハ河流より水を引く母あふと例年霖雨の初期六月を待
ち天然の雨水を得る稻苗を植へ而しと十月十一月の頃收穫
を田を鋤する母ハ多く水牛を馳役を其鋤鑿犁鋤等ハ本邦母
所用と同形にしと但大母粗惡ふのみ
田家の農父ハ溫柔質朴にしと外國人を嫌猜輕侮をるの色を

見才農家ハ極め々狭小母し之竹を以て構成し高く竹床を設
ち其上月寢食を

四日無事

五日午後埃公使の旅館母移る

我曹「フオルク、ス、ホテル」滞留中政府より可然宅を設ち轉居
せしめんとの意ふれとを相當乃舍ふく埃公使は旅館ハ廣
ふと々へとを軍艦の士官公使と共に母滞留せり也へ是迄
遷延母及し處軍艦士官立去り一母由て外務省の官員より
轉居ノ事を通せり

此旅館ハ二階家母を西洋風母築成し閣高く室廣く裝飾備
置小園草花を植へ大氣は流通を善るれハ大母炎熱の凌り
易きを覺へ且膳羞も美母一を待遇至り丁寧あり但し此館

ハ支那富商の所有母を外國に賓客ありと記ハ政府之を借
置り饗應館母供する由れり

同日午後埃國公使と共に母第二王乃邸母至り謁見す但し本日
ハ小禮服を着る

第二王の邸ハ第一王宮乃北母接し結構巨大ありと雖も建
府以來は經營ふれハ年凡百甚古風母を第一王宮の如く美麗

ふらそ其門母入ると記歩兵十人計を警銃乃禮を爲せり次
母第二王母屬を介外務卿の誘引母由て第二王に謁せし母
王を小禮服母を出迎む一禮は後共に卓邊母環坐し西洋風
の茶を出し暫時談話乃後立歸れり

王ハ齡三十六軀幹肥大母し之色暗黒言語溫柔母し之寛優
沈着の人と見へり左右伺候は官員ありと雖僅母十數人

のみ

六日午後蓮花園母遊ふ

蓮花園ハ城の東北ふる野外母在り其相距ふふと凡二里半近來新道を閉き平坦母一馬車を馳るに宜し平野上大寺院あり結構巨大其周圍近傍壕を繞ら一植る母遊を以てを四方の眺望悠遠ふるとへとを蓮花園と唱ふる程此好風景母あふを唯暹羅國人乃信仰する寺院あるを以て是く有名の地とあり母なるるし前代の王乃頃ハ灑掃を行届さし由ふれとを今の王ハ強き意を加へざるやへ落葉堆く綠草茂る寂莫の有様あり

七日外務省官員の誘引母依る宮内母至り大藏省並母博物館を一見を

大藏省ハ第一王北宮内母在り西洋風建築の二階家あり王の叔父其長母一を王の弟其副長ふて澳門「ポルトガル」人一名政府母雇をれ書記官の長を勤め會計出納此事務を管轄せり省中ハ四五局母分てると一其章程の方法を聞るとを所答分明ふとす察を母に其各局の所務明瞭乃分界規律あふ母あふを唯金庫此出納を記録をるのみあり而して各局中に黒紙の折手木の如き帳簿母白壁の石筆を以て記録し支那算盤を以て計算し其人員僅母十餘人母を其他の者ハ床上母箕踞一或ハ眠り或ハ檳榔を嚼み閑散を極めぬ

博物館ハ屋宇美麗母一を内外英傑の畫像を額母懸け種々の金器旗章地圖象牙鑽石並母各國此兵具貨幣等を配列せ

日本に刀劍古貨幣を其中に属せり一體此裝置の順序正
まゝく整列し掌れ共右の外ハ格別の奇品を觀ふ事ふし

本日歸路園中舟於國王に内謁す 但本日外務省乃官員我輩を伴
ひ招き宮内の博物館を縱覽
せしめ次舟園中に於て國王舟内謁せしハ兼て内命の
約束ありふとなす其厚情實舟感銘に堪へざるあり

此園ハ即公園舟を近來之を開き地形廣大なごせれと西
洋風舟經畫一外ハ石塚を繞し鐵門を設る内舟ハ樹木草花
を植へ小亭あり床几あり清楚愛をべし又一隅舟ハ清潔の
小臺を構へ内舟球突盤あり以て休憩乃地とふす我曹先づ
園中舟車を駐め四方徘徊の中喇叭此聲聞へるれハ護衛の
騎兵先導一次に國王乃馬車並舟隨從の車門舟入り來り是
舟於て國王車を下りるれハ從者紅色の大傘を開き之を蓋
ひ而して王ハ二十人計の少年皇族並舟數輩の扈從と共に

歩し之園の中央舟來れり我曹一體の後近く進みぬれハ通
辨を以る遠來此勞を慰し我輩ハ不圖内謁の辱を謝し次々
左の件々下問ありあり

王曰貴邦已舟鐵道の設ありよし

答曰如命今二條あり猶隨之を増息せんと欲す

王曰貴邦國政の變革誠舟速なり國民之を欲るや否

答曰國政改革ハ維新乃頃兵亂あり舟とほそ進歩速ふ舟
を得ずり今や政府之を強そとんへとも國民多くハ文化に
赴くの氣を徵せり

王曰何れの國舟とも政體乃改革ハ一大難業なり

答曰如命昇平の日舊習を改むるふと最難し

王曰太政大臣ハ誰ぞや

答曰從一位三條實美

王曰先年大臣を暗殺せんとの舉ありたる由一實あるや

答曰如命實事なり

王曰日本輸出品の最大なるもの何ぞや

答曰絹茶漆器陶器等なり

王曰日本ハ美國なり

答曰如命暹羅亦富饒北沃土なり

此時王微笑を含めて

王曰日本支那兩國此條約已母成りざるよし

答曰如命

王曰先頃支那との爭論起てしよし

答曰如命臺灣の事母付新議を生せし事遂母平和母歸せ

と

右の内謁終りて後王ハ一隅の小臺母赴りて坐す

王ハ齡二十二容貌大ぶりを常人より色白く眼光爛々言

語活潑穎敏の相あり能く英語を解せる由衣服腰以下ハ前

母記せむり如く母ハ上體ハ西洋形の短衣白衣を著し極

めり簡易の装なり

八日皇子より大鳥母長臂猿を賜ふ書を以て之を謝す

十一日粗磨場を一見し午後外務省母至り爾來待遇の辱を謝

し且發程の期を告ぐ

十二日皇子並母外務卿より四人母金象眼の巻煙草入を贈る

又一人の皇子より大鳥川路兩人に金象眼ハ皿を贈る何れを

名刺を贈る其厚意を謝せり

同日午後塙公使と共に母蒸氣船「コロマター」號郵便と運漕とを兼
ぎる船母を形大ふ
らると雖美麗母を 母乗り盤谷出帆新嘉坡母向ふ元來暹羅より
旅客みれを便とす 日本母歸る母ハ盤谷より直ち母香港母還るを順路とを然れ
とを此兩地の間母ハ未だ郵船北日を定めを往返を母のな
さるゆへ己むを得ず迂路を新嘉坡母取り英佛乃郵船母乘る
母便を

同夜「バクナム」出上母に停泊

十三日朝七時満潮を候ふる河口の淺瀬を越へ更母灣内母錨
を投し午後迄解船より米を積込四時母至り南方母向む出
帆を
十四十五十六連日朝晴海水油を流さる如く一點の波を揚る
を

十七日夕七時半新嘉坡着此水程凡四百里
四晝夜母を達す

十八日早朝上陸「オテル、ド、ヨウロツプ」旅館の名母宿す天氣頗涼寒
暖計八十八度

元來新嘉坡ハ殆んど赤道直下母在れハ熱度盤谷乃上母お
るるを理なれとを盤谷母ハ連月雨ふく新嘉坡母ハ通例
毎日驟雨來り炎氣を洗ひ涼風を生をるゆへなり我輩
盤谷の酷暑母惱み後此地母至り母れハ一層の爽快を覺
へぬ

新嘉坡ハ千八百二十四年來英政府の買ふを管轄せる地母
を「マラーイ」半島北南を一島なり島と陸地の間母小海
峽あり其距離僅母五六丁あり母の府名ハ即島名と一母し
る東洋大海港中の一なり方今人口十萬餘母ハ内半を支

那人あり

市街清潔屋宇佳麗別荘園多し舟舩輻湊五市繁昌四通八達乃良港あり丘上廣大の公園あり庶民遊樂の地と爲す

十九日無事

二十日「シヨホーア」母遊ぶ

「シヨホーア」ハ「マラーイ」半島の南端あり一部母ヲ新嘉坡を距るあり凡七里半其長を「マハラジャ」といふ此人能く英語を解し他邦人母接するありとを好み一種の奇人ふれハ外國の賓客之を訪ふもの多しと聞き我輩亦之を企む

本日早朝馬車母ヲ出發北母向島上を越ゆ道路平坦綠樹鬱蒼時々小雨來り暑氣を覺へを海峽出上母の處母達一車を下り北望をれハ陸地上の樹木丘陵人家僅母一帯水を隔る

指點の間母歴々あり是れ即「シヨホーア」母一ヲ「マハラジャ」の大厦前岸上母巖立せり此海峽乃間に小蒸氣船あり毎日時刻を定めて往返する由なれとを其時刻母會せをれハ小舟を雇ひ渡り「マハラジャ」邸の前母着し陸上母登り石壇を攀ち門内母入りぬれハ西洋人一名出を來れ是母於我曹各名刺を出し來訪の旨を通しをれハ直に承諾し則樓上の一室母誘引し茶酒を供し暫時休息比後大室母入れハ「マハラジャ」出來り遠來の厚誼を謝し種々談話の後英人數輩内三四名ハ「マハラジャ」母雇れし書記官其他ハ皆海軍士官母亦此地母遊來せし客ありと共母晝食饗應あり食後「マハラジャ」の案内母ヲ本室を巡見するに西洋形の木造母ヲ結構巨大裝飾清雅其食室乃如きハ廣闊母しる大理石を敷き而し之園庭母出れハ喬木鬱鬱青草繁茂

南望をれハ海水洋々帯の如く近峯遙巒一目の中母あり其
景實母畫の如し次母謁見臺並に公務室母至る謁見臺ハ新
築母を未だ功を竣せざといへとも其製造高大四壁天井と
を種々彫刻裝飾あり而後馬車母を海岸の市中を經て木挽
場蒸氣力を用也を一見し更母又木轆の造營處母至る此軌道ハ内
地母向ひ十里の距離母達せしむる企母を已に一里余鋪を
了りて地ハ尋常の鐵道比如く平坦に切開き大枕材を横
母並べ其兩端母近き部を凹形母截り爰母長徑「チーキ」材方
四「インチ」半の者を嵌入し蒸氣車をしり此上母走りしむる
母供を

此角材ハ三年の長さ母堪へ三年比後之を纏し之下面を上
面となせハ又二三年間用也へしといふ建築入費英法一里

母付七百五十弗建築家ハ英人母を東印度より來り近來始
めて此工業を試みる由あり

右各所巡見の後其厚意待遇の辱を謝し暇を告る夕方新
嘉坡母歸れり

「マハラジャ」ハ天賦眞卒容貌魁偉舉動間雅母し之些を尊大
乃氣象あく平生會計出納等の事迄も自ら任す赤心を吐露し胸中覆ふ趣あ

く又其篤實母して人を愛し客を好むよとの上の待遇の状
を見を瞭然あり

「マハラジャ」の所領ハ海岸の長凡百里ありし三四八比官吏
各部落を管轄せりし

物産ハ木材及む「ガムビール」と稱する樹脂等母し之を輸
出す其稅並母漁稅等を合し月々の收稅三萬圓内外あり

とんふ

二十一日夕方煥國公使と共に支那人訪浦^{フナ}の宅母晩食を

訪浦ハ廣東人母を前年より新嘉坡母住し商業を營み利運
を得遂母巨萬の富を爲し今ハ本港中第一等の富商に
魯西亞領事官を兼勤を訪浦齡凡五十有餘

其居宅ハ市中乃北一里半計りの處母あり邸内宏闊園圃
至る處珍花奇草を養む就中多く竹を栽へ竹門竹屏竹屋を
構へ寶母一奇觀あり人之を呼んで竹園と稱し日々來遊の
者羣を爲せり

宅の結構亦巨大支那風と西洋風とを折衷し海内乃珍器を
聚めを裝飾し甚美麗あり

二十二日無事

五十四

二十三日英國郵船「ベラ」號着午後五時乗船出帆連日好天氣
風波平

三十日午後六時香港着 海上凡七百里
七晝夜母を達を

三十一日晝十二時香港開帆

四月六日晚橫濱着

七日歸京

往返水程總計凡四千一百里日數總計凡七十六日

暹羅紀略上

地理

暹羅國 暹羅人の自其國を稱し之「ダーイ」 ○ 其首府を盤谷と稱す日本東京より西南母當り其距離直徑母を凡ハ亞細亞洲中東南の一大國母し之安南國北西境一千四百里
 母接し北緯五度と二十一度と乃間母位一東經九十八度二十分と百六度との間母跨り而し之其南北の長を凡四百二十里東西乃幅ハ狹き部に之三十四里廣ク部母を百二十里あり東ハ安南國母隣り西ハ半之英領緬甸母接し半之榜加刺海母臨み北ハ獨立老樹國 老樹國中暹羅母屬を分六省あり一君長ハ省を領し暹羅の管轄を受く 母界し西北ハ緬甸國母交り南ハ即暹羅灣あり全面の積凡十九萬方里或ハ十四萬方里 共母 ありとハふ然ら之其大さハ大概日本全島母勢勢を分るし全州を分る五十八省とぞ

暹羅國ハ東母安南の山脈あり西母「マラーイ」半島北山脈を帯
ひ兩脈共母支那北雲南省より起り南に走り殆んど全州を
包み其中間大谷を爲し「ミナム」河ハ即其中央を南流し兩側
とも大平原あり其長さ四百五十里余其幅平均凡五十里而
し其大を凡二萬二千方里共母英里地質極めて膏腴實母沃野千
里際涯ふたものなを而し東母「メコン」河あり東方北經
界を爲し又西母「マルダバン」河あり西境ハ一部を分界を北
部緬甸獨立老樹國母近き部ハ高山深林多し

氣候

氣候ハ旱霖の二季母分つ毎年十月北初旬より翌年の五月初
旬迄を旱季とし此間ハ大抵連日晴天母雨降るふと甚稀な
る而し四月五月の比ハ最炎熱母し寒暖計の度日陰母て

九十五度母至る我輩の盤谷母あり三月乃初旬なりし五月初
旬より十月初旬迄を霖季とし此季中ハ陰雨霽るふと稀母
して寒暖計の度通例八十四度十一月より二月迄を一年の好
時候とし○外國人母し此地母住するもの最陰霖乃氣候を怖
る且内地母入るとは「チヨングルヒーハー」深林藪澤の地母母羅
るもの多し流行する熱病

人口

全國北人口諸人所算同一くを政府も亦未だ其實數を統計
せを大抵六百萬とす其人種も亦甚混合す
六百萬人中母暹羅人凡百八十萬人此人種ハ多く「ミナム」老
河邊母住す
樹人凡百萬人此人種ハ多く「メコム」「マラーイ」人凡百萬人 此人種ハ
南方の半島を領す支那人凡百五十萬人

人口六百萬ハ凡本邦乃人口六分の一ふれハ其國北廣袤母比一其員甚少一と云ふ處ニ故母内地乃沃野宏大ふと云へと之を開拓稼穡をる人ふ一近年支那人の移住をる者益多し暹羅政府若一篤く之を導きを保護をるふと云ふニ千里乃廢地忽墾圃母化し國産を増殖をる一然れ共政府ハ絶へる此母注念せを却て支那人を忌嫌せり是れ此國母ある支那人或ハ黨を結ひ不軌を謀り一ふとありしり也へ其人口の蕃息を恐るゝ母因るふりと

風俗

暹羅人種ハ印度人種と支那人種と乃間母在り日本入支那人の如く均しく蒙古人種母屬を然れ共其骨格容貌ハ支那人と同じりしり常人の高五尺二三寸面貌潤大、頬骨秀々、低鼻、

巨口、厚唇、目甚小母しを黒く殆鬚髯なく毛髮黒く一を粗剛而しを全身乃色遙り母支那人より黒し而しを其最厭ふるを風俗ハ男女比朱唇黒齒ふり是れ檳榔子母石灰を和しを赤色の膏を小兒乃と乳を嚼む母因りを染成せるもの母しを其齒實母涅黒本邦婦人乃新母鍊漿を着る母如く其唇ハ實母丹紅血を嚼る如く其野蕃の醜態人をしを戰栗せしむ此惡風ハ獨暹羅乃みふを専ら東印度諸島安南邊母を行れ男女を論せを幼稚の時より母染み貴賤老幼之母耽り行住坐臥止むるふとなく貴族ハ常に此赤膏を金匣母貯へ出入之を帯ひ又賓客來ると乳ハ必先つ赤膏を薦むるを禮とを本邦にて煙草盤又茶を出せと一様なり

頭髮の形ハ男子ハ額より頂迄乃間を除き悉く短く剃去り前

頭の處ハ髮比長一寸五分計橢圓形母殘一ヲ直立せしめ恰モ
杏刷毛ハ形母似あり而一ヲ女子の頭モ之と一様の形なれと
モ髮を短く剪テ男子の如く全く剃去らモ又時母耳後母系
鬢^{ビシ}を存せテ然レ共皇族貴人等ハ近年此風習を廢一ヲ西洋風
母斬截せリ

衣服モ亦男女同様母一ヲ腰以下ハ平民モ貴族ト大抵同形ホ
ス土人之を「ナン」を纏ヒ 暹羅紀行 但白木綿の如き廉價比者
と名ク 母出ツを用ふ暹羅紀行母以下ハ裸體跣足母一ヲ男女の別を見モ而一テ男女
乃上體ハ時ホ布片を肩母懸るモのホレ共大抵全く暴露シ
ホ一片の被ふモ乃ホ且頭上モ亦冠物を戴クホと乳シ婦人
ハ都モ珠玉を愛シ指環腕環脛環等を裝ヒ十二三歳以上レ
のハ多く布片を胸母卷ヒモ其乳房を匿せテ又外母出るとレ

ハ時ホ笠を冠モのあり其他ハ男子ト異なる所ホシ

是レ我輩ヲ盤谷及ヒ其近傍母於テ目撃モ所母一ヲ高貴
婦人の服裝母至リモ之を觀テ能ク近頃皇族中母ハ西
洋服製を擬モるモのホホホ一なレモ過半裸體赤脚ホ
モと聞ケリ

平民乃婦人ハ田野を耕シ川舟を漕キ荷物を運シ能ク勉勵モ
レトモ貴族の女子ハ懶怠母一モ職業ホク唯眠食を以テ光陰
を消モのみ

元來暹羅人ハ性質温和母一モ暴惡の行ホホト雖モ全國の民
皆奴隸母一モ皇族貴族比ホ母驅役せテレ貧困なる者多く
且教育の道ホホレバ衣食住榮花乃徹底ホク唯從來の荒宅に
住ミ粗衣粗食母一モ足レテモ之のみ加之人民乃性怠惰懦

弱母しる恒産なく博奕を好み酒母耽り歌舞音曲を嗜み又鴉片を吸ふ者はおる由なり

博奕ハ支那惡弊の傳來せるもの母一々其類數種あり本邦乃富講比如く圍を拈るものあり奇偶の數を中て勝敗を決するものあり又骨牌を以て用ふ酒も亦支那風の造法母を米を用ふるを以

元來飲酒博奕ハ此國乃嚴禁なり一々國民日を逐々惡習母陷り殆んど制を可うざる母至り終母之に高税を賦し其禁を廢せり故母今日市中處々博奕場あり支那人暹羅人等羣集し晝夜比別なく骰を投し牌を弄せり

政府一年の收税博奕のみ母を以て三十萬弗母至るといふ船頭小遣等比給料外國人乃所拂一月四弗半を以て五弗母至る

但し常人の活計母所費甚廉なり節儉の者ハ一月一弗二十一「セント」母を足る由食料ハ米魚類野菜等乃母て其價極めを賤く而し其揮肩懸る各三枚おれハ一年之を服を母十分せり此價凡七弗二十一「セント」一年中煙草檳榔子の價七弗二十「セント」其他別母所覓ふし故母常人一年の費用二十六弗にて衣食比外煙草檳榔子を求むる母足れり國民中猶之より廉價母を生活するもの多しといふ

物産

所産乃金屬ハ錫金鍍銅鉛等母一々最錫母富めるといへるとを之を開採するもの多く支那人母して其工業も亦甚大なるを近年外國人母を以て之を企る者おれとを未だ充分の成功を見ずといふ

植類中母を最多く産するものハ米、砂糖、玉蜀黍、胡麻、番薯、胡椒、等母を就中米を熟するものと最盛ふり獨之を自國人民比平食となすのみならず支那及び西洋各國母輸出する量も亦甚大ふり砂糖も亦米母亞と國中乃其産ふり其輸出の高ハ別表中母詳れり次ハ諸種の「ゴム」椰子實、檳榔椰子油、百般乃果實芭蕉實「マンゴ、パインアップル、タマリンド、マンダリン、チェリアン」橙橘の類 又粗綿草綿煙草を産す木材中母をハ沉香蘇木紫檀黑檀鏡刀木「チーキ」等あり就中「チーキ」材ハ多く老樹地方母生し櫂、樺、栗、等の質を兼備し堅實母一なる木理正しく諸器具を製し家屋を造る母用ひ殊母水に堪ゆるものと久しきりもへ船舶を作る母ハ無二乃其材あり之を外邦母輸出する量も亦少なりとす

獸類中母をハ象、虎、豹、熊、獺、犀、穿山甲、猿、鹿、羊、豕、牛、水牛、馬

等母を就中國民最象を尊み曠野深山を旅行する母ハ之母跨り又其力強きを以て山中母なる材木等を牽出すに用ふ政府ハ數頭比象を宮中母養ひ殊母白象を敬する神乃如し其國旗母白象を畫くも亦之母因り乳を牛馬ハ其形日本産比者より短小あり

鳥類ハ鴈、鴨、鶻、鴉、鴛、孔雀、雉、鳩等あり島上母ハ鶴海燕羣を爲し海燕ハ所謂燕窠なる者是れ高價の食料母を支那人最之を貴む其形蓮花の瓣乃如く白色母を光澤ありを造る其他水中にハ鱉、鼈、龜等あり陸上母ハ巨蟒、大蛇幾種ありとんふ

江湖海中魚鱗母富めて土人の常食母供を

王統

夫れ今を距るものと五百二十三年洋曆一千三百五十二年即我

文和元年母於之「ソムテット、プラ、ラマ、ダイボーデー」名 人第一世
初之建國せし以後其子孫相繼ぐみと二十代年を経るみと二
百五十一年母一を亡ぶ之れを第一朝とを一千六百〇三年即
慶長八年佛足石を發明せりと伴唱せし「プラ、チヨオー、ソオン、
ダム」名 人代を王おれとを其子弟相繼ぐみと僅り母二代年を
経る二十八年に一を人心離背し遂母王位を退るるれを之
を第二朝とす一千六百三十一年即我寛永七年「プラ、チヨオー、
プラサツト、トワシ」名 人位母即き子孫相繼三代ふれとを第三世
第四世ハ弑逆母遇ひ又一時逆徒「アラ、ペツト、ラムヤ」名 人母位
を奪られあり然れとを亦第三世乃子王位を復し第九世母至
乎迄相傳へ年を経るみと前後併せ三百三十八年之を第三朝
とを凡洋曆一千七百六十七年即我明和四年の頃緬甸人來る

都府「ウチヤ」名 都母冠一を之を滅せられせれとを支那人乃苗
裔「ダアクシン」と云へる有名なる暹羅比將軍精兵を率ひて都
を回復し推れを王位母即き都を盤谷母定め城郭を建築し以
る國祚を定めを後洋曆一千七百八十二年即我天明二年母
於之其部下の寵將繼ひを王位を踐め之を「ソムテット、プラ、
ボロマ、ラチヤ、プラ、パウター、ヨット、フアー」爵名 人名と曰ふ即當朝
の祖先母一を其子孫相繼ぐみと三代を經る當今の王「プラハ
フト、ソムテット、プラ、バラコンダ、マハアー、チウラロンコルン、クルト」名 爵名
人に傳へる此故母當朝比年紀ハ今年明治八年まを九十二年母
しを當王ハ暹羅建國以來第四朝第五代の王也即建國以來第四代
ハ王名一千八百五十三年九月二十一日盤谷母生れ故王「モン
クット」名 人乃第九子あり一千八百六十八年故王比崩せし母よ

て撰れり位母即ちおれとて年尙幼ふりてへ攝政官おほり
其政務を掌りてり一千八百七十四年王齡二十一歳母充りて
へ全く親政を始めり今年僅り二十二歳性英敏母して國事に
勉め父志を繼ぎ人民乃幸福を謀り文物政治専ら歐風を移せ
んとし頻母風俗政體を改革し漸々文明の途母進歩せり
洋曆一千五百七十九年即我天正七年第一朝比暹羅王「ソムデ
ット、プラ、ナレスーア」爵名其弟を立りて第二王とせりて後世
時とあり第二王を立りておほり即ち當朝母於るも亦第二王
と稱せらるるの二代あり當今の第二王「クロム、プラ、ラチャウオン、
パウオラ、サダン、モンコン」爵名八名ハ故乃第二王比子おれとて其爵
位權力未だ故乃第二王母均りてり一千八百三十八年第八
月三十日盤谷母於り生れ一千八百六十八年即位せり

若し王崩せれば各大臣參議等會議して皇族中より新王を撰
り立るを例とて此故母王ハ世襲おれとて聊り撰擇立君の制
母似ざる所あり蓋し大臣參議等平日ハ多く唯々諾々王意を
賛成せれとて立君の會議母於りハ各員乃意旨を十分母述る
と云

故王乃子女八十四人ありて今存を母はの六十九人今王も即
ち其一人あり今王年尙少おれとて亦子女多りと云然れとて
未だ其數を詳り母せず

夫れ暹羅王も亦一夫一婦の道母背さ多く妃妾を養ひ未だ東
洋乃卑俗を脱せを故王ハ后妃合一と九十九人又其先代の王
ハ三百餘人を養へりて云ふ今王も既母后妃多おれとて未だ
其數を詳り母せず

后妃を立ふや預め婚娶乃禮ふく諸妃妾の中身皇族母一を最
も王の寵を承るのあれば之を立て皇后とふし初て立后比大
禮を行ふふも凡そ初めを皇后とふるのハ嘗て一人を承る
又其立后乃大禮ハ宮中母於て施行し人比之を公見するふと
を許さず只四五十名の僧侶此禮母與ふ乃〇通常ハ皇后一
人ふれと時と一を王意母とて二人を立て皇后とするふと
あり然ふと然ハ一を右后と稱し一を左后と稱を而し左ハ
其位右母次く
外國もて皇后を迎ふふと甚だ稀母一を而して數百年間只
二人近隣の國々もて來嫁せしふとあるのみ是れ全く隣國乃
好を厚ふせんと欲せしむのふるし
妃妾を撰むや貴族平民を問はず王視ふ之を好と承るのあ

れバ當人比諸母關せず直に母之を後宮母徴を又諸貴族等
の中若し佳嬢を生るればあれば之を王母呈し以て己の寵を
需むと云

王比子弟齡十七八歳以上のものハ皆文武比官職を奉し其俸
給を收め特殊の爵位を守り別母各大館を建設し之れ母住
を其武官母在るものハ大中將或ハ傳令使エイアカンの類文官等なるもの
ハ各宰相輔官比類れり
貴族イフクシヤと稱するもの甚だ多ふれと未ぬ其數を詳し母せを記
者比憶度を以て視る母蓋し其數少ふくと一百名母下と云
と云

皇族貴族並母其子女母至る迄政府もて毎年僅々乃俸祿を賦
與し又殆んと封建比制母於るが如く貴族中世襲の食邑封土

を領するものあり是皆賣奴を使役し耕耘をあたしむ然れ
とも其土地ハ各自ノ家産とし之を全ク之を私有するものと許
す若し王比需めあれば價を要せず速く母之を返附を
るを法とす

政體法律

暹羅全國の政權ハ悉く國王母在る所謂君主專制乃最甚一
也のあり而して方今第二王ハ只外國の條約母署名を雖と
も實際母於て之を國務母關せず徒ら母尊號と虚位とを擁
するのみ

全國内を分ち五十八州となし一州毎母令或ハ權令を置之
を管轄せしむ此令等ハ皆盤谷の政府より命する所也其の
も其他「マライ」州郡乃中母も亦屬地母するもの少ありしを而

して老樞^{ラオス}各地母於る六七州ハ暹羅の附庸とあはる僅々ハ朝
貢をあたはるのあり此老樞各地比酋長ハ皆封冊を暹王母受る
と云然れとも只暹國の守護を受るのみ母も其州内に於る
ハ全く王位母均しく統御ハ權を有すと云

三名比辨務大臣を置ち以て行政比事務を掌せしむあむ曰く
軍務卿是れ即ち第一の宰相母も而して海陸軍の事を宰し
且西南方各州比事務を總裁を曰く北部の都督是れ即ち内務
卿乃如きもの母も北方内地の事務を總裁し專ら内地人民の
風俗等を監する所也其のなむ曰く外務卿是れ外國交際及ひ
中外商船並母通商の事務を裁し且南東方内地比事務母宰ち
も其他三名の大臣此れ母次ぐものあり是る行政の事務を分轄
を曰く農務卿曰く審判大司曰く盤谷府乃知事あり當今其人

名爵名如左

- 一 軍務卿 チヨオ、フヒヤ、スラオンセ、ウエー、ワドン、タイ、サミユア、アラ、グラホム、
- 一 北部都督 チヨオ、フヒヤ、ブトアラブエー、タイ、サミユテ、ナヨオーク、
- 一 外務卿 チヨオ、フヒヤ、バニウオンセ、マハア、コサ、
- 一 農務卿 シンバタイ、タイ、アラ、クラン、
- 一 盤谷府知事 チヨオー、アラヤ、ボラン、テップ、
- 一 審判大司 チヨオ、フヒヤ、ヤムラジ、
- 一 審判大司 フイヤ、チャレウン、ラジヤミトリ

此他皇族一人其名を「フイヤ、ラジバクチ」と云ふもの王宮中金庫乃會計を管するものあり然れども以上母掲載する各省長官の如き權力ありふとれし

國王ハ無限に權力を有し新法を制定し新税を課し歳入を收め之を費せふと總て其欲る所母從ひ全國ハ土地ハ尺寸も

人民の私有とふを許さず夫れ今内地人民乃有する地券此如きものあれども其實ハ借地に類母し若し一朝國王乃需めあれバ其價を要せざし其地を王母歸するを法とせ然れども其借地母年限もふく又相當に價を收る他人母讓傳をふみとを得

昔時服從せし東捕寨白希緬甸國名各州人等乃子孫ハ必らそ

一箇年間三箇月ハ給料を要せざし國王に使役母供せざんバあるるりふ若し其役を免んとせば之れ母代母壹箇月六「チッコル」貨幣に名即ち洋銀乃比例を以て其金を出をふとを

要せ且縱令ひ其人種母あふざるとも全國乃人民彼此の差別なく若し國王に需めあれハ百事を廢し其役母供せざるを得を此故母國王ハ全國人民に生殺與奪の權を有するに主母

しる法制ハ國法母非らず即ち王比法制あり元と本國の通商
品、錫、象牙、蘇木、比類等々近年母至る迄多くハ國王乃み之
を專賣し人民乃賣買を許さざりし漸く外國人と條約をみ
せしむる遂母其古俗を廢し更母今王母至る大母弊風を改め
急ると云

今王即位の初め英領印度地方並母伯帶比亞^{ペーピア}地名母巡回し歐風
乃政體文物を目撃し後一千八百七十四年第五月新令を出
る新母内閣^{カウンスル}乃參議官^{オフィサー}を設る此議官ハ國王比撰を以て貴
族中より俊才卓識の徒を舉る此員母充て其職務ハ國事母
於る國王を輔佐し其意を贊成し又其利害を考査論議を母
とを掌る

新法を設立せんとし或ハ國比大事ありとてハ國王より先づ

其議を參議母下し其可否得失を議せしめ各員を以て自由母
其意を吐露し衆說之を可とせば即ち之を議あり遂母施行し
若し又衆之を不可とせば其議を止め且王母向る其不可なる
の所謂を辨論せしめ或ハ議員比中二人以上不可とを母の
あれバ他人母關せず直ち母之を國王母告る又ハ建議書を王
母呈し若し王比商量母適をれば之を衆會母出し再び協議せ
しめ衆唯諾せば即ち之を施行す○二人以上比議官協議し
新議を起さんとせば書を作し其旨意を王母呈を然し若し
其旨國王の意母協へば即ち之を施行するものとを得○夫れ一
季會議比時を終ると雖も比議案の未だ論定せざるものあれ
バ去る各之を熟考し次季比會議母於る各員各其論說書を攜
へ來る之を王母呈し其取捨を乞ふ然し若し王ハ其輿論乃可と

をるをのを採り一名比大臣母命し法令布告の按を草せしめ
尙ふれを會議母於そ一讀せしめ各議官乃聽聞を經少も誤謬
ふしと各員の認めあれば即ち暹羅政府比大印を鈴し之を
法令とふを仍り○此會議ハ毎週一度宛之を開き歳出入或ハ
課税比事を始め總て國事を議定する立法會あり而して王を
以て會議の統領となし當時總員十二名あり皆相當比給料を
授く

又英語母譯し「プレビカンシユル」と稱する官名あり是内閣秘
書と云ふるをの母ハ諸皇族又ハ貴族比中より撰舉し
て此員母充て其職務ハ國王乃爲め百事を監察し王比視るを
さふとを視王比聞り掌記ふを聞且萬端母注目注意し國の
利害を考へ之を國王母告る以て參議公會比前國王乃參考母

充てるを職とを此故母此職員ハ全く王乃耳目母し而して
暗母參議會を補助を素とて只百件を建言するのみ母し之
を議定するの權ふく若し一事國益と思ふ事あれば之を王母
告る參議會比議を經て之を施行する母至る而して若し國王
乃召命あれば幾員母も王命母從ひ集會しる下問を待も何
事母も眞誠母建白するを要す○此職員ハ定限ふく王意母
依り時々之を増減を而して各員此職母就くと記ハ必ず忠誠
を以て其職を奉せんと乃盟誓をふを例とす 此盟ハ佛家
乃法なり
歐人比說母暹羅母ハ古來民法刑法等律例の美ふるをの
由へ若し之を適宜母施行せし實母人民比幸福なるをいと雖
も憐むべき哉審判比途ハ錯雜を極め審判司ハ専ら賄賂を容
れ百件比訟庭母於るや賄賂の多寡に依り其利を得るを常と

を○盤谷府の知事並母權知事乃審院を以て都府比第一等刑法審院となし其他各種乃民法審院^{イハク}あはれ百般乃訟件を判理す是れ皆王城郭内母建設しる而して各宰相之を管理するなり

又故王比新置せし外國人訴訟裁判所と云へるはのあて是外國人より暹羅人母係る訟件を審判す

暹羅母在る歐米人へ各其國領事館法制乃下に在る暹羅國法の管轄を受るるありと東洋一般比風母於るり如し但し支那人へ此限母あはれるる國法を以て管せられ又歸化するありを許せり

其他高位乃皇族へ皆審判比權を持し各自乃邸内母小審院を設く蓋し自己比養ふ所の賣奴を糺彈するをめどるるなり

審判司へ全權を以て百般比訟件を判理し之を裁斷するありとを得然れとて時とて尙裁し難き重大の件へ之を王比親裁母附するあり○内地各州比審院へ各州令並母權令之を管すれとて通常に生殺の權を有せず然れとて特別乃事故あはれ王より其權を附與せらるることあり此限母あはれ

凡そ審判司へ其補助官を置き以て瑣細の訟件を判理せらむ○審判司の審院母在るや公堂比一隅母筵席を設る其上母三角形乃几を置ひて而して審判司へ跪坐して其身を斜母傾け其几母倚り審判に従事するを常とす而して其兩傍母各種の原告人一時母集り來る訟狀を捧ぐるり故公堂實母雜沓喧嘩を極め或は原被比告人相語り或は告人審司と互母尋常乃會話をあはれと屢あり或は時とし具狀其審司比意母適せき

れば之を叱りて再び其訟を聴らざる母至る

陪審參坐乃如きものなく只多少此證人を出して諸獄を斷ず其證人ハ先は梵寺母至り釋迦偶像の前母於て盟誓をなせむ其誓文比略母曰く今某の獄を斷ざる爲め某其證人となす公堂母出て眞正母其事實を述る證人ハ神聖なる釋迦佛の前に誓ひ吾れ必ず賄賂を納れず又偏僻奸佞を行わざ只眞正を旨とをるし若し吾僞詐を言バ今我り誓ふ所比三體乃神聖我身を罰せるとを怨ふし云々ハ暫く謹言して而して神水を其身母濯ぐ等佛家乃禮式を行ひ後審院母出るを得るなり

斷獄母ハ證人を聚る乃外更母拷問比法を用ひ罪人若し伏罪せざるに先は鞭答せらるゝと數九十尙伏せざれば數日比

休息を與へて而して又答はふと九十如此をること三回母し未も伏罪せざるのハ之を全く無罪と認めず赦免を賜ふ又其他拷問比方法甚苛酷を極めざるのあり假令を尖竹を以て指頭を刺すの類實母野蠻比風俗言母忍びざるものあり是れ其痛苦耐へかざる故母遂母冤罪に陥ふざるの多しと云凡そ人を殺害し或ハ叛逆をなし或ハ強盜比類ハ之を死刑母處す其刑方ハ通常先は罪人比首母竹製の械を附し材上母坐せしめ泥土を以て其耳を塞ぎ紙片又ハ麻布の類を以て其目を掩ひ其刑戮母着く前既母其精神を昏迷せしめ而して一聲乃信號に應じ獄卒太刀を振り來り跳り而して斬首せし云○又杖罪答罪乃類多し籐杖を以て罪人を答す其罪の輕重母依り鞭答乃多寡あれど一鞭毎母獄卒大聲喝し之を鞭

も當人遂母匍匐する其面を地母投つ母至る洋人此地母ある
もの屢此笞刑を目撃し暹羅政府を指して藤杖政府といふ蓋
其意暗母壓制比甚し記を云ふり

爵位並母賣奴

暹羅皇族貴族の爵位を分る七等とし其階級左の如し

- 第一 ソムデット、チヨオー、フイヤ、
皇族母限る此爵を有するなり
- 第二 チヨオー、フイヤ、
此以下乃爵を皆貴族なり
- 第三 フイヤ、
- 第四 プラー、
- 第五 ルウーアン、
- 第六 クウーン、
- 第七 ムーン、

右に爵位を保ちる全國の平民は多く賣奴母して各皇貴族
母屬する所なるのみ然し政府より之の需めあれば其主人
より之を差出し其役母供せむ素より其賣奴乃管轄は各主
人の權内母在る而して奴僕の所爲は其主人乃責任あるを
奴は齡十五歳以上力役母供するを法とし各人其居住せむ各
州に鯨刺局母至る腕母其主人乃名氏並母力役の種類を鯨刺
しめ以て其區別を明瞭にせ但し其鯨刺左腕右腕の別あり是
れ其主人乃位階母依る其等を定るなりと云

記號を鯨刺せむ賣奴中終身政府の力役母當るものあり或は
又時限を定め毎月十五日間は政府の役に當る十五日間は各
生活比考め去る自業を營むものあり或は又一箇年母三箇月
乃至六箇月政府に役母當るものあり但し不時に政府より之の

徴役あるハ此限母あらず而シテ其終身役母當るハ有名
無實乃給俸を受者其他ハ素々無給母一若シ避遠北地母
使役をふくとハ各奴已リ臥具と食糧とを攜ヘテ四方に奔
走せざるを得モ○刑律母ハ亦黥刺比刑あらず終身懲役母當
るハのハ面部母記號を印シ御象王の駕す
象を云乃秣を刈らあむと
云

凡そ奴僕等をシテ政府乃力役を免れあめんとせば各主人よ
シ奴一人母付一箇年還貨壹「チツコル」半即洋銀九十
「セント」を政府母
出シ其役を償ふふとを得此故母貴族中母ニ年々斯ク償金を
出シテ許多比賣奴を養ひ已レハ用母供するもの少クす
賣奴比子女ハ又賣奴あるを通法とし而シテ偶々賣奴母あ
ざるハ自在母妻子を賣リ又自身を鬻ぐふとあり

他人とシテ金財を借リ返辨期限乃至るモ其債主母利子を納
むる代り母已レ自ラ其債主の家母從事シテ力役に供するを
の比々としテあり或ハ負債比辨償ふリテ母がぬめ其身又
ハ妻子を其債主母販ぐもの多シ

公許乃博奕館母博シ負債比金額相鬯リ之を消却するの道
ふク先ズ其子女を販テ遂母妻とシ已レの身母およヒ一家舉
テ奴隸とふるハ乃枚舉母暇あらずと云

今王斯ル賣奴の陋習弊俗を憂ヘ之を廢せんとシ大臣母謀リ
良法を施さんとせしが一朝忽焉トシテ之を廢せば貴族乃産
を破るもの少なりと往年米國比南部母於るの覆轍をあれ
ば深く之を熟考シテ一法を設け賣奴乃價を定め一千八百七
十五年以後母生る所乃ハ其價幾何と算シ齡九歲母至

予迄ハ年々其價を増し十歳後ハ年々其價を減し遂母二十一歳比齡母至れり全く價無きものと云ふ也蓋此法施行の後ハ漸次賣奴乃數減消終母廢絶母至る良法ふれと也其實際の功德成否ハ未だ其如何を知らず

宗門

宗旨ハ佛道母ヲ國中至處寺院多く僧徒羣を爲し其員十萬余あり肉食せざる妻帯せず最高位の僧を「サンカライト」と稱せ是れ國王母因ヲ撰擧せらるゝもの母しる常母王宮内母住居し宗法母とハ其權王威に亞さ諸寺「ワット」諸塔「バゴタ」を統轄せ而しる些も國政母關せらるゝと云ふ

通常の僧ハ之を「プライ」と稱し六等母分は皆寺院乃傍母大庵を作て多く同居し黄色の禪と黄色の袈裟を懸る黃銅の鉢

を攜へ毎日早朝母出り市街を巡り毎戸勸化し或ハ米或ハ錢或ハ煙草何品を問て人の與ふるものを受る鉢内母納め既母しる其鉢盈はれり則寺母歸り自分乃用母供し其所餘ハ他人母惠投を國民の僧徒母給與を予金高年々二千五百萬弗母至るといふ僧徒ハ冠婚葬祭其他の儀式母ハ必之母臨り經文を誦し説法を爲し衆庶之を尊敬し政府は之母租税を課せず兵役を賦せし又貴族の爲め母驅役せしむるものと云ふ暹羅乃男子ハ幼年のとき必一學び寺院母入り僧徒とあるを法とを其入寺の時限長短一なりを最短とあるを三箇月とを其期終れば已り家母歸り職業を營むる當今の王も即位の後一各ひ入院し僧徒とありし由

政府別母耶蘇教の禁令を掲げを方今盤谷中耶蘇宗乃教堂數

宇あて英佛米其他の傳教師國中母住せるもの數十人母下ら
ず而して國人乃改化する者甚尠し

言語

暹羅語ハ印度支那語北一種母しる交趾支那語と類を同ふし
能く老樹語並母東埔寨語母似て文字ハ梵字サンスクリットより一轉し來
りある一種の佛字母パイヤより其「いろは」ハ數四十八母しる内母
十二字子音三十六字母之を綴りて言語を作るなり其一例
音を擧ぐる母水を「ナム」といひ母を「メ」といふ「メナム」河名
とハ本流又ハ大河といふ意なり又口を「パク」と云「パクナム」出上
とハ河口の義なり之を書く法ハ左より起り右母横行し恰ハ
西洋乃書法と一轍なり其音調ハ結尾高く揚りて支那音に近
し經文書籍等ハ唯黒紙比折手本の如きもの母白聖乃石筆を

以て白字を書ぬるものあり但し近來母至りてハ日用ハ交通
杯ハ西洋紙西洋筆を用ゆるなり

元來國の歴史並母印刊ハ法をありしが前代比王の頃之を
編集し刊行せるものとを創めぬ

學校

國內學校と稱するもの絶えし但幼年の兒童七八歳の頃
より寺院母入り僧徒乃弟子となり朝母ハ師僧と共母市中を
勤化し午後寺院母歸り手習讀書を修行を然れとハ其所學ハ
多く佛經母止りて切要の學科に入事少し又女子ハ寺院母
を修行一が學を以て自宅母之を教育せる故母婦人母て
字を書き書を読むもの甚稀なり但し國中文字を解するもの
の女子母五分の一男子に五分乃四なりと云ふ説あり

暹羅國母未だ新聞紙ふろを見を但政府の布告等を聚めし
雜誌を毎週國語を以て刊行す米國傳教使從來屢英語新聞を
企りの毎々政府の爲母禁而せれ其業を達せざる能はず今連綿
毎日刊行せるを乃獨「デイレ、アドウエルチナル」と稱する一小
片母を唯港内船の出入潮汐比時刻等を報知するのみ
近來王宮内母學校を設る米國の傳教師を雇ひ幼年乃皇族男
女とを英學を教育せり而る貴族乃子息を入學せざる
とを許せり方今貴族の子弟母を英語を解する人數輩あれと
を皆英國母留學せし徒なり

工藝

暹羅の工藝技術母至るに復觀るべきものふし唯小舟を造り
陶器乃粗ふる者を燒き皮を熟し粗野乃樂器を作るのみ婦人

を亦紡織母拙にこそ絹綿ありといへども極めたる粗品なり

歳出歳入

歳入ハ内地比地租を以て最とふし其他尙各種の租稅ありこ
と左の如し

一借地租

内地比人民ハ政府より土地を借る耕作をふるふとを許
し又其借地を他人母賣傳ふるふとを得平常ハ殆ど私有
地比權理あれども只王と其の需めあれバ何時母を之
を返附せざるを得ず 政體の部を照らす 而る其借地人をしる
歳比豊凶母關せず又土地乃沃瘠に係らる其土地二十「フ
アーゾム」元暹尺を以て計る外人の便なるもの即我四
歩め英尺の「フアーゾム」母算一歩あり四方百坪母
當 毎母年々貳拾貳「セント」元暹貨を以て計る外人に
便ふるため母墨銀の「セント」母

算一考
をふる
をふる
を出せしむ

一 果實を産する樹木の税

椰子、芭蕉、檳榔、林檎「マングスタ」樹等總て果實を産するの樹を所有するもの母に歲比豊凶を關せず一木毎母年若干の税額を課す但し其金額は樹木の種類母依り頗る多寡あり假令ば「マングスタ」に如く人乃所需多れをのり税額も亦許多ありと云

租税の部母
尙詳なり

一 支那人分頭税

歸化並母當時寄留せし支那人一人毎母年々洋銀貳弗五拾錢を課す其他の歸化人並母土人母に斯る頭税あり

一 市店税

政府建築の舗店を借り日々商賣をふるものり其家賃の

外商税と一母年々家賃の十二分の一を納む

一 漁税

漁舟並母網をり若干の税を徵課す但し舟網乃大小母依

て税額多寡あり

租税の部
母詳なり

其他海關税なるものあり凡品物比差別なく輸入税は百分の三と定め輸出税は物品母依り頗る多少あり蓋其多れものり百分乃二十母に至るといふ其詳細は海關輸出表並母港則等母載せり

内地比租税並に輸出輸入税の收入等悉く之を王宮の金庫へ收め王命を以て時々之を出せると其出入比簿書母乏しく又之を公告するものとを嫌ふが故中外乃人民得て全國乃歲出入全計を知るとのふいと云

或る歐人乃説母暹羅の人民母課を予比租税ハ其程則頗る苛重母似學若し之を悉く王庫母收むるのふれば蓋し暹羅王を世界中第一乃富あるに之母反一王の未だ富めるを聞らず此れ疑を容るへきの一事をいふべしと
夫れ官吏比給俸ハ甚だ僅少母一一千八百六十年刊行「パンコク、カレンドル」と云米人比著述を閱する母第一等宰相の年俸僅母九百六十弗とあり是れ官吏母供給を予金額乃至大あるに比に一其低額母至るハ年俸僅母拾四弗四拾錢乃のあり然る母外務卿或ハ軍務卿比如き起居奢侈を極めし何を以て其費額母充はべたり蓋元來巨萬比富を有する人母あらざんハ斯る職位母あるふと能くをあるし
内地各州の令並母其屬員母至る多クハ貴顯權門比親戚

朋友母一を而しる皆盛大乃居宅母住を然れとを王母給與を予所比給俸ハ實母僅少母一を殆ど無給に近し恐くハ別母管下比人民母課徴をる乃金額あり或ハ其職掌母依る一種乃利益あるべし收税の法を一州毎母其則を異母し一定比法あり母一が一千八百七十三年第六月新母特令を下し更母其規矩を立るを其令略を茲に掲ぐ

元來收税比法各州差異ありがゆへ其弊害不少依る新母法則を考定し我が信任をる處乃皇族「ソムデット、チヨオファ、コハ、マラア、グロム、コン、バムラ、パラバクス」人名を一を租税頭母任じ此新法を履行せしめんとを其法則左の如し
一租税收入比計算を掌る乃官吏ハ會計宮内母於る一局を設る午前第十時母出頭一を午後第四時に至るまで各務

母從事を爲し

一凡そ租税ハ一年乃全額を十二母平分一其一分を毎月
不怠收税官より會計局母納むべし但し閏月あると其ハ
之を十二分をるを例とす而一若一農夫其定規比租税
を納るふとおぬるざれば月あると其收税官敢之れを
強ひず暫時自金を操替を以る會計局母差出せべし

一收税比會計母於之若し疑問乃起るると其旨を計
算吏の長官母告も且官務母與る商民等に詢を而一其後
各部乃收税官母令一其疑按を糾し時宜母依之其收税
官を免し或ハ其保證人より約をる處の金額を償ハ一む
ふふとあるる也

一新母收税官を命をふと其ハ某月某日收税官の撰舉ある

べき旨を會計局乃門扉母張り出し以て其職母當らんと
欲をふとのを募り而一其暹羅人又ハ支那人母之を收税
官希望比輩ハ各上申書を作し收税の事務を掌とふが爲
め母幾許乃保證金を出せべく又其徴收一得る之の税額
幾許ふふんとの豫算をなし其金員ハ必らず擔當一其納
收をべしと乃旨を述べふる也

一凡そ收税官母之のハ至當比保證人を出せべし保證人
ハ收税官の掌とる所乃税額を辨償一得る之の力ある母
非されバ至當と爲し之を此故母假令其保證人の姓名
を出せると會計比長官母於之を甘心せざるべし其ハ必
ず許可をべりふ

一某月某日右收税官撰舉比日母至之各員より出せし所の

上申書を長官母出し長官一々之を披閱し會計官各員の會議母於て書中母豫算せし金額最多を之を撰擧せ且從來乃稅額幾許あり今其増減幾許ありと普告をべし而して若し其各員豫算比金額從來の稅額母充ふをれば其増額を募ふも妨なく且保證金も亦少なむ時ハ之を募らふと三四回母及び其金額最多を之を擧ぐるし

一以上母掲載するが如く收稅官を募り希望人比來會せし時母於て當時在職せる收稅官並母會計比官吏連坐し希望人を檢査し縦令巨額を出せんと約せしとを尙其職母堪ゆべし乎並に又相當乃資本金を所有せる者あるや否を監察し若し當人些を資本なむものハ其會母與ふふを許さず而し實母當人比其職任母堪ゆべしと認む

母母於てハ當人をして一此書面を作りしめ誠實母幾許の稅額を徵收せんと乃旨を詳記し之れ母簽名鈐印をふせしめ然して會計の吏員ハ其徵收をるる租稅比定額と新進乃收稅官とを出せば保證比金額とを合計し之を十二分一を^{閏年ハ}十三分而して新收稅官より先づ其三箇月分乃金額を徵收を其他尙保證人を出せしめ以て其稅額の全りしんふとを要むるあり

一以上比手段を了りて後七日を経て收稅官の職母任せしめ徵稅乃權を附與し若し期月を過ぎ稅額乃收入しが半額をのるとさハ收稅官をして日を期し之を償ふため而し其期日とて七日を過ぐると亦之を辨せざることを會計官母於て嘗て收入せし所乃保證金の内とて一

箇月分即三分の一を引去り以て其税額の欠を補ふるし
然る第二回收税比期母及び亦收税官之を怠るると記
ハ又其保證金より一箇月分を引去り其欠額母充てり
而して會計官より收税官更易比旨を布告し更母新進の
徒を募るるし而して其保證金の殘額三分の一母し而して
て即ち二箇月分税額
暫く之を藏し一箇月比後新任乃收税官奉職のと記母當
り全く之を沒收し以て税額を完ふるべし
一收税官能く其職掌を盡し第九回即第九月比收税母至る
まゝ一之を怠らざる會計官母送致せしものち第十一
十二回即ち第十一十二月比收税を別母之を會計官母
納めざる會計官ハ當人の保證金を三分の一箇月毎母其一
分を引去り之を官庫母收め税金の代とふる

一政府母於り内地各州乃產物木材果油の類等を需むるに
記ハ收税官より之を差出し適當比代價を受領するし
一會計乃官吏を租税收入の計簿二冊を作り一ハ之を局中
母藏し一ハ之を租税頭母呈し何時母之を王より租税頭
に歳入乃顧問あれば之を詳細母答ふる母便なりむ
右比新令を按ずる母收税官ハ別母給俸を要せず所謂租税の
請負をふし其餘殘を以て已り利とふるれり○令中計簿の方
法をあれば内地より乃歳入計額を明瞭なるべき理ふれども
未も其計額の幾許を詳母知るも乃なし蓋其方法今實際母施
行し能わざるや或は人民を以て歳出入比計を知らぬるを
欲せざるや我未だ其實如何んを知らざる海關税母於るも亦然
り

地稅

田地方二十尋母付 一箇年 墨銀貳拾貳セント五
家作地ハ無稅

果樹稅

第一 檳榔樹

高を三尋乃至四尋のもの 壹本母付

墨銀壹セント貳五三七五 (壹フワリンノハ百分の百
三十八あり壹フワリンハ
墨銀七セント五母當る)

高を五尋乃至六尋のもの 壹本母付

墨銀壹セント貳 (前同斷八百分の百貳拾八あり)

高を七尋乃至八尋のもの 壹本母付

墨銀壹セント壹〇六二五 (前同斷八百分の百拾八あり)

高を母拘るを結果始めノ新木 壹本母付

墨銀壹セント貳 (前同斷八百分の百貳拾八あり)

高を拾九インチ半以上の樹母一々未だ結果せざるもの

壹本母付

第二 椰子樹

墨銀零セント四六八七五 (前同斷八百分の五拾あり)

高を拾九インチ半以上の樹 三本母付

墨銀拾五セント

第三 シリー蔓

高を九拾七インチ半以上の樹 壹本母付

墨銀壹セント八七五 (前同斷八百分の貳百あり)

第四 マンゴー樹

地上五拾八インチ半の高を母於る周圍拾八インチ半の

を乃及び右以上の樹

壹本母付

墨銀七セント五

第五 マプラン樹

マンゴー樹税母同し

第六 シュリエン樹

地上五拾八インチ半の高を母於て周圍拾八インチ半の
を乃及び右以上の樹 壹本母付

墨銀六拾セント

第七 マンゴスチイン樹

地上貳拾九インチ貳分五厘の高を母於て周圍九インチ
貳分五厘の樹 壹本母付

墨銀七セント五

第八 ランサツト樹

マンゴスチイン樹税母同し

以上八種比樹耕作地中母培植を承むものち毎年前載乃定税を
課を且此の税額を記あき承る證書を持主母附與を此の證書ハ
國王一世毎母實地を檢査し更正を云ふ故母一旦證書附
與の後老木比枯れ亦ハ新木を植ふとも證書面比定税を増減
せる事なし

右税金點檢料と一る墨銀六拾「セント」毎母零「セント」五六貳
五を課を

右定税の外證書附與せし耕作地比區毎母墨銀三拾「セント」
の謝金を借地主より收税官母出をむ

第一 フレンジ樹

上等の部

ソムキラワン

ソムプラクーパーン

ソムチパロツト

ソムカラ

ソムラー

右上等の部の土際母於て周圍四インチ八七五のち及び
ひ右以上の樹 拾本母付

墨銀拾五セント

其他のラレンシ樹ハ土際母於て周圍四インチ八七五の
ち及びひ右以上の樹 拾三本母付

墨銀拾五セント

第二 シヤック果樹

地上三拾九インチの高を母於て周圍貳拾七インチ七分
五厘のち及びひ右以上の樹 拾五本母付

墨銀拾五セント

第三 麵果樹

シヤック果樹税母同じ

第四 マフワイ樹

地上三拾九インチの高を母於て周圍拾八インチ半のち
及びひ右以上の樹 拾貳本母付

墨銀拾五セント

第五 ギウバ樹

地上九インチ七分五厘の高を母於て周圍九インチ貳分
五厘のち及びひ右以上の樹 拾貳本母付

墨銀拾五セント

第六 サトン樹

地上三拾九インチの高を母於る周圍貳拾七インチ七分
五厘のを比及び右以上の樹 五本母付

墨銀拾五セント

第七 レングマン樹

地上三拾九インチの高を母於る周圍拾八インチ半のを
乃及び右以上の樹 五本母付

墨銀拾五セント

第八 パインアップル樹

樹の大小を論ぜず 千本母付

墨銀貳拾貳セント五

以上八種の果樹ハ毎年實地検査の上前載比定税を課せ

第一 マングース樹 壹本母付

墨銀七セント五

第二 タマリンド樹 二本母付

墨銀七セント五

第三 果荔枝樹 貳拾本母付

墨銀七セント五

第四 芭蕉 五拾根母付

墨銀七セント五

第五 シリー蔓 杭母纏ふらの 拾貳蔓母付

墨銀七セント五

第六 胡椒蔓 拾貳蔓母付

墨銀七セント五

以上六種ハ培植の地母不拘毎年實地検査乃上前載の定税を

課を

年毎母培養を果樹ハ果物收納ノ期母至マテ壹「ライ」暹羅語 毎母墨銀貳拾貳「セント」五の地税を課を且借地證書を有セテ耕作地ハ區毎母墨銀五拾貳「セント」五の謝金を借地主トシテ收税官母出をシム

耕作地外母年々培養を果樹を植テ時ハ收納の期母至マテ壹「ライ」毎母墨銀貳拾貳「セント」五の地税を課を尤培植せテテト決マテ地税を課を事ふシ

商店税

壹箇年壹商店借料の拾貳分の一

支那人分頭税

暹羅國母居留乃支那人ハ男女を論せテ三箇年毎母壹人墨銀

二弗二拾五「セント」の分頭税を課を

此分頭税ハ政府直モ母之れを徴收を母非テ其徴收をテの期母至れば人民中母若干ハ金額を以テ分頭税徴收ト權を政府トシテ引受 譬へバ居留乃支那人を百萬人と見讀レハ總金額墨銀二百二拾五萬弗を其引受人より政府へ上納セ 而シテ其引受人ハ我附屬トシテのをテ各各地母派出セテ分頭税

徴收所を開キ其地方母居留をテ支那人をテ自テ徴收所母至テ定額ト分頭税を納めシム 實地調査の上最前見積テ人口母過不足あり隨テ金額の高低あるハ政府

母之ハ之母關セテ引受人一已乃損益に關するのみなり

若シ又期年母收税を脱をるハのおテ他日發露セハ捕縛の上分頭ハ勿論外母若干の罰金を課を

然れトシ暹羅國母於テ出生乃支那人ハ國人ト同一ク年母三箇月間役使をを以テ分頭税を課せず

漁税

引網

一箇年墨銀拾二弗

壹張母付

投網

一箇年墨銀二弗五拾セント

壹張母付

釣針

一箇年墨銀七セント五

壹本母付

漁船

一箇年墨銀七弗二拾セント

壹艘母付

ホイグレン 貝の類歟を拾ふとの 壹人母付

一箇年墨銀六拾セント

プラトー魚を賣ふとの

賣捌高乃十三分の一

河岸舟在る浮家ハ後方北地面主母一箇年墨銀壹弗二拾「セン
ト」の庇料を拂ふ

○

今暫く一千八百七十四年刊行「マルチン」氏北「ステイトメンズ、
イーヤブック」譯ハ各國年鑑ニ云 母因ニ暹羅北歲入概計を左母掲る以
テ參考母備ふ

一 支那人分頭税並母諸
罰金及び免役税等

英貨二百五拾萬ポンド

一 地租

同 二拾八萬七千ポンド

一 果實を産する樹木税

同 六萬五千ポンド

一 胡椒税

同 五萬ポンド

一 酒料並母博奕税

同 五萬七千ポンド

一海關稅

同 二萬三千ポンド

計英貨二百九拾九萬二千ポンド

此洋銀凡一千四百九拾五萬弗

其他各種此地理書中母一千五百萬「ドルラル」と記載せるものあり我未も何れり是ふ事を知れず

歳出此計額を亦之を知るふとあり又参考母備ふべき各書中母之を掲るも母之のなし

暹羅乃國法博奕館を公許し館主母頗る權力を委し年々館主より巨額の税を收む當今其計凡そ二拾八萬「ドルラル」ありと云

海陸軍

別母陸軍常備兵あるものなり年々國中此男子二十一歳以上

の者を徴集し四箇月間兵役母充て交代しる王城並母府内を警衛せしむ其兵員凡三千人ありと云ふ

海軍と稱せへる大艦なり前年ハ支那形母擬せし兵船數多あり母れども近年ハ全く之を廢し方今小軍艦「ゴンボート」七隻を有る是れ唯海岸の哨船母を戰爭母用也べき程乃堅牢の者母ありと云ふ○水夫火焚等母ハ多く「マラーイ」八種を用ふ

曆

暹羅國宗教の年代を佛乃死母年を紀元とし西洋千八百七十五年五月満月の日母至る二千四百十八年と云ふ

尋常用ゆる所此年代ハ暹羅國名譽の王「フレ、ルーニア」の定めし所母しる紀元より西洋千八百七十五年三月廿七日母至る千二百三十六年となふ

曆ハ大陰曆を用ひ年母十干及び十二支鼠、牛、虎、兔、龍、蛇、馬、羊、猴、鷄、犬、猪、の別あり本年を三百五十四日とし毎年二四六八十二の六箇月ハ各日數三十日母一之を大の月となし一三五七九十一の六箇月ハ各日數二十九日母一之を小の月とふを一月を分る上弦下弦と爲す則各月一日より十五日までを上弦と一十六日より廿九日或ハ三十日までを下弦とす

一年の日數三百五十四日あると云ハ大陽曆母比をれば一箇年間母十一日を欠く故母之れを盈す爲母二箇年或ハ三箇年毎母日數三十日の閏月を置く然れとも十九年母一之猶三日の不足あり之を補ふ母ハ間々七月母日數一日を増をふとありと云

一晝夜を二十四時とし之れを平分一を一晝を十二時とし一夜を十二時とす且午前六時より午後六時迄を「ワシ」晝と云ふ義と云ひ午後六時より午前六時迄を「グシ」夜と云ふ義と云ふ又午前六時より正午十二時迄を「ピラチヨウ」と稱し正午十二時より午後六時迄を「ピラバイ」と稱す又晝の時を「モン」と呼ひ夜乃時を「トーム」と呼ぶ又午前九時を「サムモンチヨウ」と稱し午後三時を「サムモンバイ」と稱す夜ハ夕六時より朝六時迄一二三と數へる十二時とを此十二時を四分一なる四箇の番時とす故母三時合一を一番時を爲す此一番時を「エーム」と言ふ

六十ウイチ、チース(壹ウイチ、チー)は一ナチー(壹分)なり
六十チーは一パート(六分)なり

十パート (六拾分) は
 一モン (晝の時母付) なぞ
 十パート (同上) は
 一トーム (夜の時母付) なぞ
 十二モン (晝の時) は
 一ウアン (晝) ○なぞ
 十二トーム (夜の時) は
 一クン (夜) なぞ
 二十九或ハ三十ウアン及クン (二十九或ハ三十晝及夜) は
 一ツアン (月) なぞ
 十二或ハ十三ツアン (十二或ハ十三ヶ月) は
 一ピー (年) なぞ
 十ピー (十ヶ年) は
 一ソック (一特運の名母) なぞ
 (之則十年を云ふ)

暹羅國母於之ハ一周間の各日各名あり則日曜日を第一日といひ土曜日を第七日といふ然れども周と稱をべき語あり

第一日 ウアン、アブチ 大陽日 (日曜日)
 第二日 ウアン、チン 大陰日 (月曜日)
 第三日 ウアン、アンカン 火星日 (火曜日)

第四日 ウアン、アト 水星日 (水曜日)
 第五日 ウアン、アラハト 木星日 (木曜日)
 第六日 ウアン、スル 金星日 (金曜日)
 第七日 ウアン、ソク 土星日 (土曜日)

年中一二の兩月を除き三月より十二月まで第三第四第五第六乃順次を以て各月を呼ぶふと左の如し但「ジュアン」ハ月乃義あり

正月 ジュアン、エイ
 二月 ジュアン、イー
 第三月 ジュアン、サム
 第四月 ジュアン、シー
 第五月 ジュアン、ハー

第六月	ジュアン、ホツグ
第七月	ジュアン、チユト
第八月	ジュアン、パフト
第九月	ジュアン、コヲ
第十月	ジュアン、シツプ
第十一月	ジュアン、シベフト
第十二月	ジュアン、ジブソン

貨幣

暹羅國貨幣の本位ハ「チカル」一名「ハット」母一「チカル」の量「トロイ」量の貳百三拾三と二分壹乃至貳百三十六氏あり内純銀平均九百零五と四分の一あり此銀貨七英の二「シルリング」六「ペンス」と同價母を墨銀六十「セント」母換るべし然る母其形二

種あり一ハ日本古小玉銀の形母數し一ハ凡我が新貨五拾錢乃大ざあり小玉狀の「チカル」銀貨ハ一箇母を二陪三陪並母四陪乃ちのあり亦同狀母一「チカル」の二分一四分一八分一更母十六分の一なるあり但し二陪以上の「チカル」並母壹「チカル」以下乃小玉銀貨ハ常母鑄造少さが故母世上に流通をふふと甚だ稀母一あり而して現今專通用するハ平圓の一「チカル」あり

亦「サルン」及び「フアーン」と稱する小銀貨二種あり其形平圓母一を小なり亦其量目等ハ都て「チカル」母准ず
「ソフアイ」常母「フアイ」と云ふ
「フアイ」を以て壹「フアーン」母同じさるのとを
「アット」及び「ロツト」と云ふ二種の錫鉛合製乃小貨あり則ち

二「アット」を以て「ファイ」母代を二「ロット」を以て「アット」母換ふ

往時些少の貨幣ハ「カウライ」「ピア」名と稱する貝を流通せり此貝を亞細亞、亞非利加中の諸所母於て小貨母代用する所の也乃母一を諸人の熟知する所なむ暹羅國母於て此貝二百十九或ハ二百二十を英乃一「ペンス」と同價とせり然れとも近來銅鉛二種比小貨を鑄造するふとを始めし故母「カウライ」の名のみ残りて實物の流通をふこと歟

貨幣表

二十ピア一名カウライ	一カー母同じ	(墨銀零セント一八七五母當る)
二カー半は	一ロット母同じ	(墨銀零セント四六八七五母當る)
二ロットは	一アット母同じ	(墨銀零セント九三七五母當る)

二アットは	一ファイ母同じ	(墨銀一セント八七五母當る)
四ファイは	一フアン母同じ	(墨銀七セント五母當る)
二フアンは	一サルン母同じ	(墨銀十セント母當る)
四サルンは	一チカル一名バット母同じ	(墨銀六十セント母當る)
四チカル一名バットは	一タムソン母同じ	(墨銀二弗四十セント母當る)
二十タムルンは	一カッチー母同じ	(墨銀四十八弗母當る)
五十カッチーは	一ハフ母同じ	(墨銀二千四百弗母當る)
百ハフは	一フアラ母同じ	(墨銀二十四萬弗母當る)

在暹の支那人數種の陶片を製造し博奕場母於て之れを小貨母代用を而して此陶片今ハ市中母流通する商法比便をなせ

金貨を稀母鑄造するふとありと云ふ併し世上母流通をふを

見ず

暹羅國母ハ金坑おれとモ未だ銀坑を發見せず故母前條の銀貨ハ悉ク外國より銀塊或ハ銀貨を輸入し之を改鑄せと云在暹の支那人乃暹羅國比貨幣を區別せるふと下表の如し但壹分ハ墨銀一「セント」五母當る

一チカルは

四十分母同じ

一サルンば

十分母同じ

一フアンば

五分母同じ

度量

尋常暹羅尺度ハ其本位を「ニーウ」と稱せ一指比厚而一其以上各種比名稱あり即ち左母掲ぐ

十二ニーウを以て

一カプとふす

二カプを以て

一サウグとふす

四サウグを以て

一ワトとふす

二十ワトを以て

一センとふす

四百センを以て

一ヨートとふす

右一「サウグ」ハ英尺十九半「インチ」母當り一「ワト」ハ七十
八「インチ」母當り一「セン」ハ百三十「フート」一「ヨート」ハ

英比九里零七母當るふす

乾量ハ「カナシ」貝を計算す「サツト」一籃と「ダアシ」一水桶と「クウ

イーシ」一車と乃四種ふす而一其計算階級左比如し

二十五カナシを以て

一サツトとふす

八十サツトを以て

一クウイーシとふす

以上ハ籃を以て計ると其母用ふ

二十カナンを以て

一タアンとあす

一百タアンを以て

一クウイーンとあす

以上ハ水桶を以て計るとは母用ふ

右暹羅古來比度量ふれども内地各州母於て大母其異同あり假令其名稱を均せるとは或ハ長或ハ短必ず一定の尺秤なり又方今中外貿易上母多く用ゆる所比量尺を左母掲載せ

「カレイ」即暹羅比「カツテイ」

支那比「ニカツテイ」母當る

所謂「斤」なり

「ピグル」五十「カツテイ」を以て一「ピグル」とありて而して英比百三十二「ポント」「アバイルシユポイス」母當る

「ベーツ」少量の稱

母當る

四ベーツを以て

一キイールとあす 英斤一ポンド

二十キイールを以て

一カツテイとあす 三分の一

暹羅紀略下

通商

此國比内外通商ハ頗る盛母一は上母舉し米、砂糖、木材の外密、象牙、鹿角、牛角等迄之を盤谷母聚下し之を支那安南哇瓜新嘉坡並母英領印度英國合衆國等母輸出を就中支那と乃交易最昌母一を以前ハ唯支那風の商船 年々三百隻のみを用ひしが近年母至るハ西洋形比蒸氣船帆船 此國母於て西洋形の船を創造せしハ千八百三十五年母在り 大小合一は六十艘余ありて之を諸方母出し互市母供て歐洲米國母輸出せるとハ米、砂糖、胡椒、「ゴム」、象牙、獸角、獸皮等ありて而して輸入品ハ晒金巾、麻布、更紗、木綿、傘、鐵具、銅具、陶器、硝器、刃物、火器等あり但し近年輸出入物品比多寡ハ別表母詳なり宜く之を参照をべし

暹羅國と隣國に交趾東捕案等と交際を始めし昔時母在り
されども歐人と條約を成しあるハ一千八百二十二年大英東
印度商社と結びしを以て嚆矢とを夫れより年を逐て結盟せ
しを比左の如し

大英東印度商社第一約

一千八百二十二年第六月英人「ジョ
オン、クロオホルド」名之を結成す

一千八百二十八年「リベレンドキウツラフ」氏耶蘇教の師と
しを初て茲母來れり之より次て來りしもの多し

大英東印度商社第二約

一千八百二十五年英人「カピテイン、
ブウチー」名之を結成す

北亞米利加合衆國第一條約

一千八百三十三年第三月合衆國公使
「イ、ロベルツ」名之を結成す

一千八百五十年大英公使「サアー、ジエームスブルック」名來

を新條約を結ばんとせしが事不成しを歸帆せり

大英國條約

一千八百五十五年第四月大英公使「サ
アー、ジョオン、ボーリン」名之を結成す

右の本條約ハ一千八百五十六年大英領事「ハーレ、パアク
ス」攜へ來り之を交換せり

北米合衆國條約

一千八百五十六年第二月合衆國公使
「ダウンセント、ハリス」名之を結成す

一千八百五十六年大英並母合衆國乃領事館を此地母置
あり

此際瑞典那威との條約を結へりと云

佛蘭國條約

一千八百五十六年第八月佛國公使
「モンチクニイ」名之を結成す

此際丁抹國の條約結成せりと云

一千八百五十七年第七月暹羅使節英國母發せり

一千八百五十七年佛國領事館を置る

葡萄牙國條約

一千八百五十九年第二月葡國公使
瑪港國司「モンドコ」名之を結成す

和蘭國條約

一千八百六十年第十二月和蘭公使
「ドルカアー、グユルチス」名之を結成す

一千八百六十一年第三月暹羅使節佛蘭西母發遣せり

李滬生及獨乙聯邦條約

一千八百六十二年第二月李國公使「コ
ント、ウーレンボーク」名之を結成す

佛蘭西酒料貿易約

一千八百六十五年第五月佛蘭西領事
「オ、バレイ」名之を結成す

一千八百六十七年第一月英國測量師「パツク」氏其國命
を奉り暹羅緬甸乃疆界を測量せり

一千八百六十七年第一月「フイヤ、スライウオン、ウイヤワツト」
名暹羅公使と一法京巴里母發遣せり蓋し博覽會比爲
あふるし

大英屬地緬甸國界之條約

一千八百六十八年
第六月鈴印結定す

澳太利國條約

一千八百六十九年第五月澳國公使「パ
ロン、アントニイ、ペツ」名之を結成す

是班牙國條約

一千八百七十年第二月是國公使
「ハヨツト」名之を結成す

伊太利國條約

一千八百七十年第十二月伊國公使
「カロオー、ラクシヤ」名之を結成す

一千八百七十一年第三月暹羅王陛下自ら小軍艦「レーゼ
ント」號母乘し新嘉坡並母「バダヒヤ」名地巡回より出帆

しる第四月歸國せられず

一千八百七十一年第六月貴族の少年を歐呂巴母送て留學せしむ

一千八百七十一年第十二月暹羅王陛下自ら東印度地方を巡航せんとし出帆し新嘉坡、彼南蘭港、格兒格多、孟買、及び錫蘭の各地を巡歴し次々第三月歸國せられり

一千八百七十二年第二月英國北嶺山師「トワイト」氏を雇ひ暹羅乃「カピン」金山を測量せしむ

一千八百七十四年第一月暹羅乃使節英領東印度母發せし是暹羅北地北貿易を開かんとして新母定約を結び且英領緬甸との經界を正あふせんと欲するがためなり然し其定約全く結成す

一千八百七十五年第一月第一王と第二王と北間母隙あり第二王走り英國乃領事館母至り其身の保護を求めぬ

一千八百七十五年第二月英領新嘉坡北國司「ヘノレイクラーク」氏並母「アドミラルライダ」氏軍艦を以て來り第一王と第二王乃間を和解せり

一千八百七十年第三月英人「ベートマン」氏より暹羅日誌とムヘイ、ディライ、アヘンチヤへ予英文北新聞紙記者母送るる書中母曰く暹羅と支那と乃交際を昔時「ウチヤ」地名母都せし頃既母支那乃商船屢ば雜貨を輸入し此時暹人初め絹帛、黃銅、白銅類を視得ず頃くあはる暹王より使節を支那母派出し支那皇帝と親睦友誼を結び兩國北貿易を開かんことを需めぬれバ當時北支那皇

帝蓋一清朝の初めなるるし之を好んで和約を結成し暹支互市乃爲母廣東港を開き而一暹船を屢其港母行ひ貿易を盛ん母せ一が追次支那政府母於其輸入税を課せ母ふと甚だ苛重とあり暹産比利を失ふふと甚だ多し之母由暹王深く之を憂ひ新船二艘の大船を製造一巨多比暹産百物を載せ及び盛美なる贈物を齎し更母一人の公使を發遣し書を支那帝母送り以て其輸入税を薄ふせんふとを乞ひ且年々幾許の暹産を皇帝母贈ふんと約せり但し此贈物ハ決一母貢聘母非一と而て唯入税比薄りふんとを乞ふり爲ふるるし○右二艘大船比廣東母來るや廣東省の總督より直ち母書を北京母送り暹使乃來意を告げ母皇帝之を好し暹使を迎へる北京母入りめ謁見を免し母此れを其例母依る年々

暹王使節を支那母送り皇帝母贈物をふし之と同時に母多くの暹産を輸入し無税を以て之を賣卻一母大母利を得たり而て支那皇帝も亦多少の貨物を暹使母托一暹王母贈れり○後久しく斯る通信を絶ち暹使を支那に發せり一が嘗て福建省乃總督より一官吏を暹羅母送り支那政府軍艦製造の學め盤谷府母於て木材を買ふふとを要め且曰く支暹の間久く通信相絶定例乃贈物を皇帝母來るを母其故を知らず請ふ復舊交を修めんと之母由暹王ハ福建乃總督母依り書を支那政府母送り更に暹使を發し天津を經て入京せんふとを請へり是廣東路ハ屢ば盜難比阻碍あるがゆへ之を避んと欲せりなると然る母支那政府ハ暹使乃來るを許せざる路を天津母取るふとを許さず此故母暹王も亦敢て使節を送らざる○曩母王の

商務に關するふとを廢せしむ故愈支那母使を送る等乃事也
 其益ふるれバ全く通信を絶せし然る母近年暹羅乃商船支那
 乃貿易母從事するもの少ふりし依る今歐米諸國母於るが
 如く支那と比交をなし條約おし結ばんと欲し暹使を發し路
 を天津母取し北京母送らんと要せし然れとも支那政府母於
 るハ斯る舉動を好まざる條約の結成を難かしんと乃事也へ暹
 政府ハ方今暹王と支那帝と乃交際母就るを暫く束手せし然
 る母頃貴社新聞紙母北支那新聞比抄出を掲るる暹羅ハ交趾、
 朝鮮、琉球等の如く支那母朝貢をふせしものなるが茲母十八
 年其朝貢を怠れしと記せし是甚だ不可解の説母し即以上
 母辨白せし事跡を以て考れば豈支那母朝貢するの國といふ
 べらんやと

産物輸出品斤量表

西洋千八百五十七年より同千八百
 七十二年迄十五箇年平均壹箇年分

第一	米	壹億六千六百五拾壹萬貳千五百斤餘
第二	蘇木	九百貳拾四萬五千斤餘
第三	砂糖	千百貳拾七萬七千五百斤餘
第四	胡椒	貳百〇貳萬九千五百斤餘
第五	皮類	九拾萬六千貳百斤餘
第六	獸角類	貳拾三萬斤餘
第七	胡麻	貳百四拾八萬貳千九百斤餘
第八	阿蘇	拾四萬三千九百斤餘
第九	籾米	百七拾八萬八千六百斤餘
第十	生糸	六萬九千九百斤餘
第十一	錫	三拾壹萬九千四百斤餘

第十二	生封蠟	五拾三萬四千九百斤餘
第十三	豌豆	百五拾貳萬八千九百斤餘
第十四	麻	貳拾六萬三千五百斤餘
第十五	蓮實	九萬斤餘
第十六	象牙	九千斤
第十七	沈香	三百三拾萬五百斤餘
第十八	藍	四萬三千七百斤餘
第十九	チーキ板	百三萬千三百斤
第二十	モツスル一種の乾魚	百三拾三萬斤
第二十一	鹽魚	千七百貳萬斤
第二十二	マンヅルーフ樹皮	三拾八萬貳千五百斤
第二十三	蜜蠟	壹萬四千四百斤餘

第廿四	練棉	四拾五萬千六百斤餘
第廿五	實棉	三拾壹萬二千斤餘
第廿六	藤黃	貳萬六百斤餘
第廿七	鼈甲	九千五百斤餘

産物比元價及諸経費明細表

玄米 百斤

價 廉あるとたれハ 墨銀七拾五セント
高れとさハ 墨銀壹弗五拾セント

但輸出税及俵代人足賃共

河口碓泊の本船母輸送をるとたれハ解賃

百斤母付墨銀六セント

貨幣點檢料總金額乃千分比壹

仲買口錢ハ元價及諸経費共總金額乃百分の五

砂糖 百斤

價 廉あるとたれハ 墨銀貳弗四拾セント
高れとさハ 墨銀七弗貳拾セント

輸出無税

荷造運送船積等比諸入費百斤母付墨銀四セント五

蘇木 百斤

價 廉あるとたれハ 墨銀九拾セント
高れとさハ 墨銀壹弗八拾セント

輸出税百斤母付墨銀三拾七セント五

運送諸入費百斤母付墨銀拾五セント

貨幣點檢料及仲買口錢共前同斷

胡椒 百斤

價 廉あるとたれハ 墨銀四弗八拾セント
高れとさハ 墨銀七弗八拾セント

輸出無税

運送諸入費百斤母付墨銀四七セント五

俵代壹箇母付墨銀拾六セント

河口碓泊比本船母輸送をふとたハ解賃

百斤母付墨銀八セント

貨幣點檢料及仲買口錢共前同斷

胡麻

壹コヨン 凡我千八百斤母當

價 廉ふるとたハ 墨銀三拾九弗
高れとさハ 墨銀五拾七弗

輸出無稅

荷造運送賃船積等比入費

壹コヨン母付墨銀九拾七セント

用意俵代壹箇母付墨銀七セント貳

河口碓泊乃本船母輸送をふとたハ解賃

壹コヨン母付墨銀壹弗二拾六セント

貨幣點檢料及仲買口錢共前同斷

チーキ角材 壹ヨーク 二尺四寸角長
二丈八尺四寸

價 廉ふるとたハ 墨銀五弗四拾七セント
高れとさハ 墨銀七弗貳拾七セント

輸出無稅

運送諸入費壹角材母付墨銀九拾七セント (壹ヨーク母付凡三拾貳セント母當る)

貨幣點檢料及仲買口錢共前同斷

生封蠟 百斤

價 廉ふるとたハ 墨銀七弗貳拾七セント
高れとさハ 墨銀拾貳弗

輸出稅百斤母付墨銀七拾五セント

凡七拾五斤入乃箱壹箇代墨銀七拾五セント

運送諸入費百斤母付墨銀拾五セント

荷造用紙釘代百斤母付墨銀拾セント
貨幣點檢料及仲買口錢共前同斷

ベンジャミン 百斤

價 廉あるとたハ 墨銀貳拾四弗
高れとさハ 墨銀九拾弗

輸出税百斤母付墨銀貳弗四拾セント

凡九拾四斤入乃箱壹箇代墨銀七拾五セント

荷造用紙釘代百斤母付墨銀拾セント

運送諸入費百斤母付墨銀拾五セント

貨幣點檢料及仲買口錢共前同斷

棉 百斤

價 廉あるとたハ 墨銀拾貳弗
高れとさハ 墨銀拾八弗

輸出無税

荷造入費百斤母付墨銀七拾五セント

運送入費百斤母付墨銀拾五セント

貨幣點檢料及仲買口錢共前同斷

水牛皮 百斤

價 廉あるとたハ 墨銀六弗
高れとさハ 墨銀拾貳拾セント

輸出税百斤母付墨銀六拾セント

荷造運送諸入費百斤母付墨銀貳拾貳セント五

貨幣點檢料及仲買口錢共前同斷

水牛角 百斤

價 廉あるとたハ 墨銀六弗
高れとさハ 墨銀拾貳拾セント

輸出税百斤母付墨銀拾五セント

荷造運送諸入費百斤母付墨銀拾五セント

貨幣點檢料及仲買口錢共前同斷

西洋千八百七十一年第一月「チーキウード」比價

右木材半圓比太を壹尺七寸五分以下の者墨銀壹弗八拾「セント」として貳弗四拾「セント」迄

右太を乃材と之を里を大ふるものと取交せぬを價を墨銀四弗貳拾セント

半圓比太を三尺貳寸母一を長さ貳丈四尺乃材

代墨銀壹弗八拾セント

全太を三尺六寸母一を長さ貳丈四尺乃材

代墨銀貳弗四拾セント

全太を四尺母一を長さ貳丈四尺乃材

代墨銀三弗

全太を四尺四寸母一を長さ貳丈四尺乃材

代墨銀三弗六拾セント

全太を四尺八寸母一を長さ貳丈四尺乃材

代墨銀四弗二拾セント

全太を五尺貳寸母一を長さ二丈四尺乃材

代墨銀四弗八拾セント

全太を五尺六寸母一を長さ貳丈四尺乃材

代墨銀五弗四拾セント

全太を六尺母一を長さ貳丈四尺乃材

代墨銀六弗

全太を六尺四寸母一を長さ二丈四尺乃材

代墨銀六弗六拾セント

全太を三尺貳寸母一を長さ三丈貳尺乃材

代墨銀貳弗四拾セント

全太を三尺六寸母一を長さ三丈貳尺乃材

代墨銀三弗六拾セント

全太を四尺母一を長さ三丈貳尺乃材

代墨銀四弗八拾セント

全太を四尺四寸母一を長さ三丈貳尺乃材

代墨銀六弗

全太を四尺八寸母一を長さ三丈貳尺乃材

代墨銀七弗貳拾セント

全太を五尺貳寸母一を長さ三丈貳尺乃材

代墨銀八弗四拾セント

全太を五尺六寸母一を長さ三丈貳尺乃材

代墨銀拾弗八拾セント

全太を六尺母一を長さ三丈貳尺乃材

代墨銀拾三弗貳拾セント

全太を六尺四寸母一を長さ三丈貳尺乃材

代墨銀拾五弗六拾セント

全太を三尺貳寸母一を長さ四丈乃材

代墨銀三弗六拾セント

全太を三尺六寸母一を長さ四丈乃材

代墨銀四弗八拾セント

全太を四尺母一を長さ四丈乃材

代墨銀六弗

全太を四尺四寸母一を長さ四丈八尺乃材

代墨銀七弗貳拾セント

全太を四尺八寸母一を長さ四丈八尺乃材

代墨銀九弗六拾セント

全太を五尺貳寸母一を長さ四丈八尺乃材

代墨銀拾貳弗

全太を五尺六寸母一を長さ四丈八尺乃材

代墨銀拾四弗四拾セント

全太を六尺母一を長さ四丈八尺乃材

代墨銀拾八弗四拾セント

全太を三尺貳寸母一を長さ四丈八尺乃材

代墨銀四弗八拾セント

全太を三尺六寸母一を長さ四丈八尺乃材

代墨銀六弗六拾セント

全太を四尺母一を長さ四丈八尺乃材

代墨銀八弗四拾セント

全太を四尺四寸母一を長さ四丈八尺乃材

代墨銀拾弗八拾セント

全太を四尺八寸母一を長さ四丈八尺乃材

代墨銀拾三弗貳拾セント

全太を五尺貳寸母一を長さ四丈八尺乃材

代墨銀拾五弗六拾セント

全太を五尺六寸母一を長さ四丈八尺乃材

代墨銀拾八弗

全太を六尺母一を長さ四丈八尺乃材

代墨銀貳拾貳弗四拾セント

全太を三尺貳寸母一を長さ五丈六尺乃材

代墨銀七弗貳拾セント

全太を三尺六寸母一を長さ五丈六尺乃材

代墨銀九弗六拾セント

全太を四尺母一を長さ五丈六尺乃材

代墨銀拾貳弗

全太を四尺四寸母一を長さ五丈六尺乃材

代墨銀拾四弗四拾セント

全太を四尺八寸母一を長さ五丈六尺乃材

代墨銀拾六弗八拾セント

全太を五尺貳寸母一を長さ五丈六尺乃材

代墨銀拾九弗貳拾セント

全太を五尺六寸母一を長さ五丈六尺乃材

代墨銀貳拾壹弗六拾セント

全太を六尺母一を長さ五丈六尺乃材

代墨銀貳拾四弗

全太を三尺貳寸母一を長さ六丈四尺乃材

代墨銀八弗四拾セント

全太を三尺六寸母一を長さ六丈四尺乃材

代墨銀拾貳弗

全太を四尺母一を長さ六丈四尺乃材

代墨銀拾四弗四拾セント

全太を四尺四寸母一を長さ六丈四尺乃材

代墨銀拾六弗八拾セント

全太を四尺八寸母一を長さ六丈四尺乃材

代墨銀拾九弗貳拾セント

全太を五尺貳寸母一を長さ六丈四尺乃材

代墨銀貳拾壹弗六拾セント

全太を五尺六寸母一を長さ六丈四尺乃材

代墨銀貳拾四弗

全太を六尺母一を長さ六丈四尺乃材

代墨銀貳拾六弗四拾セント

全太を三尺貳寸母一を長さ七丈貳尺乃材

代墨銀拾弗貳拾セント

全太を三尺六寸母一を長さ七丈貳尺乃材

代墨銀拾三弗貳拾セント

全太を四尺母一を長さ七丈貳尺乃材

代墨銀拾八弗

全太を四尺四寸母一を長さ七丈貳尺乃材

代墨銀貳拾貳弗八拾セント

全太を四尺四寸母一を長さ七丈貳尺乃材

代墨銀貳拾八弗八拾セント

全太を五尺貳寸母一を長さ七丈貳尺乃材

代墨銀三拾三弗六拾セント

全太を五尺六寸母一を長さ七丈貳尺乃材

代墨銀三拾七弗貳拾セント

全太を六尺母イマ長七丈貳尺乃材
代墨銀四拾貳弗

暹羅國輸出物品税目

第十一	黑全	全	全	壹弗八拾セント
第十	白沙魚鱗	全	全	三弗六拾セント
第九	クラチーウッド (材木の名)	全	全	三拾セント
第八	乾檳榔子	全	全	六拾セント
第七	塘鵝羽莖	全	全	壹弗貳拾セント
第六	乾モウスル貝	全	全	六拾セント
第五	下全	全	全	三弗六拾セント
第四	上カルタミムス	全	全	八弗四拾セント
第三	犀角	全	全	三拾弗
第二	藤黄	全	全	三弗六拾セント
第一	象牙	百斤母付	墨銀六弗	

第十二	ルグヲボーラル實	百斤母付	墨銀七拾五セント
第十三	孔雀尾	百箇母付	全 六弗
第十四	水牛骨及牝牛骨	百斤母付	全 四セント五
第十五	犀皮	全	全 三拾セント
第十六	皮屑 <small>ハドコフチダグス</small>	全	全 拾五セント
第十七	鼈甲	全	全 六拾セント
第十八	軟鼈甲	全	全 六拾セント
第十九	乾海蠟	全	全 壹弗六拾セント
第二十	魚胃	全	全 壹弗六拾セント
第二十一	燕窠	代價或ハ現品比貳割	
第二十二	翡翠	百箇母付	墨銀三弗六拾セント
第二十三	カツチ <small>ゴムの類皮を柔し薬用等母用也</small>	百斤母付	全 三拾セント

第二十四	馬錢子	百斤母付	墨銀三拾セント
第二十五	ポンクタイ實	全	全 三拾セント
第二十六	ベンシヤミン	全	全 貳弗四拾セント
第二十七	アングレイ樹皮	全	全 貳弗四拾セント
第二十八	エシラウード	全	全 壹弗貳拾セント
第二十九	鱧皮	全	全 壹弗八拾セント
第三十	鹿角	全	全 拾五セント
第三十一	鹿茸	代價或ハ現品の壹割	
第三十二	上等鹿皮	百箇母付	墨銀四弗八拾セント
第三十三	下等鹿皮	全	全 壹弗六拾セント
第三十四	鹿筋	百斤母付	全 貳弗四拾セント
第三十五	水牛皮及牝牛皮	全	全 六拾セント

第三十六	象骨	百斤母付	墨銀六拾セント
第三十七	虎骨	全	三弗
第三十八	水牛角	全	拾五セント
第三十九	象皮	全	拾五セント
第四十	虎皮	壹枚母付	拾五セント
第四十一	アルマジロ甲	百斤母付	貳弗四拾セント
第四十二	生封蠟	全	七拾五セント
第四十三	麻	全	九拾セント
第四十四	乾魚 多ボン	全	九拾セント
第四十五	全 ブラザワト	全	六拾セント
第四十六	蘇木	全	三拾七セント五
第四十七	鹽漬肉	全	壹弗貳拾セント

第四十八	マングルーフ樹皮	百斤母付	墨銀拾五セント
第四十九	沈香	全	三拾セント
第五十	烏木	全	七拾五セント
第五十一	米	我貳千貳百 斤母當る	貳弗四拾セント
以上			
内地母於之已母定税を課し海外輸出比と別母海關税を賦せざるのあり其物品即左乃如し			
第一	白砂糖	百斤母付	墨銀三拾セント
第二	赤砂糖	全	拾五セント
第三	棉	代價或ハ現品比壹割	
第四	胡椒	百斤母付	墨銀六拾セント
第五	鹽魚	壹萬箇母付	六拾セント

第六	蠶豆及豌豆	代價或ハ現品の拾貳分乃壹
第七	小乾海老	全 全
第八	胡麻	全 全
第九	生糸	全 全
第十	蜜蠟	全 十五分の壹
第十一	獸脂	百斤母付 墨銀六拾セント
第十二	鹽	壹コヨシ母付 我貳千五百斤母當ル 全 三弗六拾セント
第十三	煙草	千把母付 全 九拾セント
以上		

輸出品代價表

西洋千八百六十九年	墨銀五百九拾五萬八千百弗
同 千八百七十年	墨銀六百六拾三萬四千四百三拾九弗
同 千八百七十一年	墨銀五百九拾五萬貳千六百三拾九弗
同 千八百七十二年	墨銀六百六拾八萬四千三百九拾弗
同 千八百七十三年	不詳
同 千八百七十四年	不詳

西洋千八百七十四年輸入品及代價表
凡輸入物品ハ其位價三分の税を課ス

- 第一 晒金巾 拾三萬三千貳百七拾九反
代墨銀貳拾七萬五千〇五拾貳弗
- 第二 生金巾 八萬六千八百九拾八反
代墨銀拾七萬四千六百三拾三弗
- 第三 紋金巾 貳萬九千七百四拾三反
代墨銀五萬六千五百九拾貳弗
- 第四 色金巾 拾四萬千三百六拾七反
代墨銀拾八萬六千六百九拾九弗
- 第五 土耳其の赤羅紗 壹萬千三百七拾五反
代墨銀壹萬五千三百五拾八弗

- 第六 長尺羅紗 千貳百七拾反
代墨銀四千百貳拾貳弗
- 第七 麻布 千九拾四反
代墨銀四千八百九拾弗
- 第八 更紗 壹萬九千五百五拾七反
代墨銀貳萬五百三拾三弗
- 第九 シヤコ子ツト及モスリン 四千七百四拾反
代墨銀五千〇三拾貳弗
- 第十 マダポルラム 壹萬三百五拾六反
代墨銀壹萬三千五百三拾四弗
- 第十一 寒冷紗 壹萬千四百拾五反
代墨銀壹萬五百四拾九弗

第十二	雜布類	拾貳萬八千七百九反
	代墨銀八萬三千八百七拾四弗	
第十三	毛織物	貳千八百七拾八反
	代墨銀貳萬九千六百七拾九弗	
第十四	帆布綿	千四百四拾ハルツ
	代墨銀八千七百六拾九弗	
第十五	肩掛布	五萬貳千六百三拾六コルゲス
	代墨銀五拾六萬九千七百八拾六弗	
第十六	赤毛絲	五百三拾六梱
	代墨銀四萬五千五百五拾壹弗	
第十七	白毛絲	九百五拾九梱
	代墨銀七萬五千百三拾四弗	

第十八	色毛糸	七百〇九梱
	代墨銀四萬三千九百拾壹弗	
第十九	鐵器	千四百六拾九梱
	代墨銀五萬〇百三拾四弗	
第二十	土器	
	代墨銀四萬七千八百七拾五弗	
第廿一	陶器	
	代墨銀五萬五百六弗	
第廿二	黃銅器 及銅器	千三百六拾四梱
	代墨銀拾萬四千百貳拾九弗	
第廿三	銅板	九萬七千四百斤
	代墨銀貳萬四千五百八拾五弗	

第廿四

硝子器

三千三百八拾貳箱

代墨銀四萬九千三百三拾弗

第廿五

銀器

三拾四箱

代墨銀壹萬七千三百五弗

第廿六

鐵

九拾萬九千六百斤

代墨銀貳萬九千九百七拾壹弗

第廿七

鋼

貳千貳百拾桶

代墨銀七千七百七拾三弗

第廿八

諸機械

八百貳拾六捆

代墨銀拾萬四千九百九拾五弗

第廿九

金銀雜貨

六拾五包

代墨銀三萬九千三百拾弗

第三十

船具

四千九百〇九捆

代墨銀三萬九千七百七拾八弗

第三十一

玩物

代墨銀九萬六千七百九拾弗

第三十二

雜貨

代墨銀拾萬七千百拾八弗

第三十三

金絲

百七拾六箱

代墨銀五千六百貳拾八弗

第三十四

絹絲

百貳拾九箱

代墨銀貳萬三千五百六拾五弗

第三十五

棉絲

三百貳拾貳箱

代墨銀九千九百七拾弗

第三十六

絹布類

壹萬九千九百貳拾反

代墨銀拾貳萬〇九百九拾六弗

第三十七

縮緬

七百拾五反

代墨銀六萬八千八百八拾六弗

第三十八

絹肩掛布

貳萬九千〇六拾八反

代墨銀拾萬五千三百八拾七弗

第三十九

絹股衣

七千〇三拾四箇

代墨銀壹萬四千六百〇四弗

第四十

鴉片

七百四拾貳箱

代墨銀四拾三萬貳千四百三拾弗

第四十一

石炭

七百拾四噸

代墨銀七千六百八弗

第四十二

木炭

八千六百〇四捆

代墨銀五千貳百三拾七弗

第四十三

粗布囊

貳萬貳千三百捆

代墨銀千九百九拾四弗

第四十四

敷物

四拾貳萬七千九百八拾九捆

代墨銀五萬七百四拾壹弗

第四十五

席囊

貳百貳萬千四拾五箇

代墨銀四萬四千三百九拾六弗

第四十六

フワヤグラッカ

貳千〇六拾壹箱

代墨銀壹萬八千百拾四弗

第四十七

茶

八千貳百三拾九箱

代墨銀三萬六千百三拾三弗

第四十八

シヨスペーパ 四千四百六拾七梱

第四十九

代墨銀貳萬八千五百五拾七弗

線香

七千八百八拾箱

第五十

代墨銀貳萬貳千八百拾四弗

金紙

千貳百拾四箱

第五十一

代墨銀七千百三拾九弗

紙

五千六百六拾四梱

第五十二

代墨銀壹萬七千三百五拾九弗

銃

八百貳拾五カルゲス

第五十三

代墨銀壹萬九千貳百八拾貳弗

藥種

八百六拾八梱

第五十四

代墨銀貳萬六千貳百五拾四弗

第五十四

傘 千四百拾五梱

第五十五

代墨銀壹萬九千三百弗

鹽蒜

貳拾四萬〇四百四拾九瓶

第五十六

代墨銀四萬三千貳百六拾九弗

金箔

貳拾七梱

第五十七

代墨銀拾貳萬七千五百九拾三弗

素麵

貳千貳百〇四梱

第五十八

代墨銀壹萬七千九百三拾六弗

葉煙草

千七百三拾六箱

第五十九

代墨銀貳萬三千四百六拾六弗

卷煙草

拾五箱

第五十九

代墨銀貳千三弗

第六十

粉類

八千貳百〇壹俵

第六十一

果實類

五百四拾貳梱

第六十二

野菜類

千貳百貳拾七梱

第六十三

衣函

貳萬九千九百貳拾四箇

第六十四

瓦

七拾五萬貳千〇六拾壹箇

第六十五

乾麵包

三百四拾五箱

代墨銀七千拾貳弗

第六十六

附木

千七百貳拾四箱

第六十七

蠟燭

貳千九百拾壹箱

第六十八

刃物類

四百五拾壹梱

第六十九

鉛

壹萬九千百斤

第七十

錫

貳拾六萬五千九百斤

第七十一

酒類

四萬三千九百七拾八箱

代墨銀拾萬八百貳拾四弗

第七十二

糖蜜

千三百四拾四桶

第七十三

燈油

八拾五萬九千三百斤

第七十四

石腦油

七拾九萬三千五百斤

第七十五

檳榔子

百九拾八萬七千斤

第七十六

蜜蠟

七萬四千百斤

第七十七

生糸

壹萬四千四百斤

第七十八

棗類

三拾萬九千九百斤

第七十九

靴

三百五拾八足

第八十

帽子

百七拾九箱

第八十一

香水

七百三拾九箱

第八十二

巴里製物品

三拾九捆

第八十三

朱

三拾壹捆

代墨銀貳千三百三拾九弗

代墨銀壹萬三百五拾八弗

代墨銀千三百九拾九弗

代墨銀壹萬千八百三弗

代墨銀壹萬六千四百八拾三弗

代墨銀五千八百七拾六弗

代墨銀貳萬八千三百三弗

代墨銀四萬三千三百拾六弗

代墨銀貳萬六千拾九弗

代墨銀五萬九千九百七拾貳弗

代墨銀貳千七百九弗

第八十四

貨幣

四拾五梱

代墨銀七萬九千五百弗

第八十五

歐羅巴製物品

代墨銀貳拾八萬三千百拾六弗

第八十六

雜品

代墨銀六萬三千五百拾弗

合墨銀四百六拾貳萬七千八百五拾三弗

但一輸入此武器及び阿片ハ私の賣買を許さず

内外商船入出港表

西洋千八百七十年

入港 二百八拾七艘 拾五萬九千貳百八拾噸
出港 四百四艘 拾七萬九百六拾五噸

同 千八百七十一年

入港 三百六拾八艘 拾壹萬三千七百拾四噸
出港 三百三拾貳艘 拾貳萬六千三百四拾五噸

同 千八百七十二

入港 六百四拾艘 拾三萬貳千四百拾六噸
出港 三百貳拾艘 拾二萬四千六百五拾貳噸

輸入品代價表

西洋千八百六十九年	墨銀二百四拾萬八千七拾貳弗
同 千八百七十年	墨銀四百七拾四萬六千九百三拾三弗
同 千八百七十一年	墨銀五百五拾萬九千四百六拾壹弗
同 千八百七十二年	墨銀三百五拾八萬六千三百六弗
同 千八百七十三年	不詳
同 千八百七十四年	墨銀四百六拾貳萬七千八百五拾三弗

備外國人

許多比歐米人を使用し各種事務を掌らむ未だ其人員を詳母せざれども其職務比最むるものハ榷略左乃如し

- 一 盤谷港長
- 一 稅關監長
- 一 軍艦並舟諸船船長及士官
- 一 會計局比主簿
- 一 外務の書記
- 一 皇族學校教師
- 一通辨官
- 一 練兵教師
- 一 歐學教師

右歐米人乃給俸ハ其居位母依る同じりざれども自國官員母比それバ甚々厚記をのみ第一等比給ハ一箇月洋銀五百元其以下ハ一箇月三百元と最も低記七四拾八元母至るハ一千八百三十年比頃迄ハ甚だ歐米人を嫌疑せし王「ソムデット、ブラ、ナン、クオオ」乃代母至り試母西洋風乃帆船を製し王並母權門貴族比商務を辨し歩り夫と始る其便益を發明し

土人比中稍英敏乃輩ハ歐人母就テ航海の術を學ビ經緯比測量を爲そシのありウゴシ未ニ實際乃用を辨スル母足トズ依テ漸次歐米人を使用トス船長となセテ而テ先代の王母おとび王乃商務母從事を爲ムとを止め今王即位比後外國人使用の法を改め更母政府使役乃制度を定めテ大母人員を増加セテ然レる今盤谷比港長「カピテイン、ジョオン、ブシ」人の如ク久ク暹羅政府母奉仕シ貴重比位爵を得ル

港内規律

第一條

入港比船舶ハ「バクナム」「ミナム」河見張所前母投錨シ船中検査を受ク可キ爲め其船長トモ自分の姓名船名仕出場乃港名乗組人員及び積荷比品種を其官員母報告を爲シ若シ船中母銃器彈藥を有セバ是れを官員母附與シ預モ置くル
出港比船舶ハ内外船乃別ニ内國乃船ハ其船長歐米人なる者を云ふ港長母報告シ税關母於テ出港免狀を受クベシ併シ支那國或ハ「マホメット」宗國乃船舶ハ各自の慣習母仍テ左右外務兩局中母於テ港掛ニ役員母報告シ出港免狀を願受クベシ
出港乃船舶「バクナム」見張所母着セバ出港免狀を其官員母差出し其官員故障ホレトモハ出港を許スル

出入港の船舶「パクナム」見張所前母於て投錨せず航過し條
約母違犯をると記し條約面母仍て八百「チカル」洋銀四百
八拾弗乃罰
金を課せらるし

船舶内地各港母出入をふみとあふば其河口見張所前母投錨
し其官員母報告し條約面母基に都て其指揮母従ふべし

第二條

河中母入津せし船舶を甲板上高を三尋以上所母日没と日
出迄燈明を掲げ置くべし船舶府内の河母着せば直母港長母報
告し其指揮を受る其碇泊所を極むべし但し船舶碇泊せる母を
二錨を投し一は満潮比爲め母一は干潮の爲め母をべし
港長乃許可ふく碇泊所を漫る母變るるふとを禁ず
各違犯比者ハ罰金を課せらるし

第三條

船舶河岸際母接近し碇泊し各渠乃口或ハ船體廻動し浮
家母衝突をべき場所母碇泊をふみとを禁ず但し何れ比船を
河の中流母碇泊し一線中にあるるし
河岸際ハ小船通航乃妨碍をふまが爲め船舶を河隄母繫くふ
とを禁ず

第四條

船舶互母衝突し船を損害し謬まると人命を失ひ所有物を損
傷し或ハ没却せしふとあふ港長母報告をべし港長ハ事實
を糺し或裁判官母申告をらるし
出入港比船舶破損し河中母沈没せば其船長備夫を役し其障
碍を除け去るべし若し其船長自ら是れを處置せざれば港長

是れを處置し其費用如何なる金額母至ふと雖も其船長より是れを消却せしむるし

第五條

第二及び第三條母背に碇泊せし船舶あり河流を上下する大船之母衝突し其損害を受ふとあるば其碇泊船より是を辨價をべし

前顯比如く規則母背に碇泊せし大船あり小船之れに衝突し覆没し其所有物を損害し或は失却せることあるば悉く其價額を其大船より辨償し且第二及び第三條を遵奉せざる故を以て更母百六十「チカル」洋銀九十六箇の罰金を出をべし

現今將來共母都々斯乃如し訴訟あるとき辨償人其損失せし貨物比價額を疑ふとあるべし故母辨償を受くる人ハ自

己の宗教母仍て誓詞をふし請求せる價額母欺罔ふたふとを充分母證を可し

都々前顯の如き船長乃不注意母因て罰金を課せふことあるば其罰金ハ暹國政府母屬するし

第六條

船舶商物を積入るゝ爲め或は他比便利母仍て碇泊所を去り河岸際母寄せ或は晝中河岸際母船を寄せんが爲め河隄母網を繋ぐことハ妨げふし但一夜中河隄母網を繋ぐふとを許さず

船舶商物を積入るゝ爲め其碇泊所を去り波戸場母寄せ一艘或は二艘相並びて碇泊せるとも小船外部を通航せふの妨げをふ可らざる

船舶船陸を投棄るが爲歟或ハ他の事故ありて河岸或ハ波戸
場母接シ碇泊一河隄と船との中間母小船通航比餘地ふきと
凡ハ河隄母其船舶を碇と繋レ船の位置を變せざるべし
第一王或ハ第二王乃玉座おる游參船を王宮乃前母碇泊一或
ハ河隄母繋ぐとも妨なし是れ王宮比近傍あるが也へ官員乃
外ハ近寄るへさ關係おれを以てなし
第一王或ハ第二王宮乃前母各一箇所の公母通航をべき地お
て其他を通航制禁するを以て自然前顯比游參船と王宮との
中間を通航せんと欲し其綱具等母衝突一自己乃船を覆没せ
るふとあるとも其損害を自ら償ふべし
積荷おる渠内乃小船其貨物を賣却する爲め河中母出て河岸
際母碇泊せるとも河岸と其小船との中間母小船通航乃爲め

充分乃餘地おとば妨なし

此規則を守り適當乃場所母碇泊せし船舶あり小船其綱具等
母纏絡し或ハ衝突一之り爲母覆没し如何ある所有物母損害
おるとも第四條母從ふて覆没せし小船主ハ碇泊船母其損害
を償ふとあむるを得ざるべし

第七條

第一王或ハ第二王河中通航をるふとあむば船長或ハ掛り役
員乃指令を以て通航筋比碇泊船の位置を變へあむべし其船
主ハ三時間母其命令の如く爲ざるを得ず

第一王或ハ第二王河中通航のと凡ハ慣習母仍て諸商船旗章
を揚げ敬禮を施すべし乗組乃者各各自國比風俗言語母從ひ
船上に出る敬禮をなし或ハ其身を潛匿せるとも隨意おるる

しと雖とも船上母在る敬禮をふまざる自業を働くふとふり
る一
若し不法乃所業あると犯し暹羅人の王母對する大母不敬
なりとを所ふり
不敬乃所業を爲し或は王の通航筋を避るを犯し内國船
に相當の罰母處せしれ外國船を其所屬の領事母訴へしるべ
し

第八條

河流を上下をふ大船規則を守り碇泊せし船舶或は浮家等母
衝突し損害を被せしと犯し其損害を正直母算定せしめ價
額比多少母拘らざる是を辨償をべし併し自己の船損せしと犯
自し作せる禍ふれば碇泊船或は浮家等母辨償を求むるふと

なりするし

漁船其勢大母し進む事速なり故母途中比小船其通航を
避る暇ふりるべし故母潮の順逆母拘らざる河岸際を通航
を可らざる碇泊せる大船の中間を通航をべし

第九條

第二及び第三條母掲載せし如く碇泊をふ船舶は小船通航乃
爲め十分の場所を存をべし其通路狭しる河流を下る筏之母
衝突をると犯し其船長其筏を截斷し是が爲め材木散亂ある流
失を犯しと犯し筏主母其損失を辨償をるし併し此衝突母因る
其碇泊船如何なる損害を被むるとは筏主は是を辨償をる比
理ふし

河中筏を流を母を綱を備へ是を以て場所母依り筏の勢を樹

酌一規則を守り碇泊せる船舶と浮家の中間通路を取て船
家何れの側母沿ふを流すとす筏主乃隨意なるをし
河流を下る筏第二條及び第三條母従ひ碇泊せる船舶母衝突
せしことあらずば碇泊船主是を截斷し流失を免ふとあるべし
と雖も其他の損害を筏主母被らむることなく亦其木材を
奪却するふとなりふべし筏主斯の如に失錯母依り木材を流
失せざるふとあるを船主母其損失を辨償せしむるふとを
得ざるべし
筏一回碇泊船母衝突し船主母截斷を免ふと雖も僅母其一
部を損せし而已母を散亂せざる者再回規則を守り碇泊せし
船舶母衝突し其碇泊船を損害するふとあらずば筏主是を辨
償をべし

筏を河中碇泊船に錨索母繫ぐ可りし

大船或は筏を夜中潮母乘りし流し河流を上下せしむへりら
ず

潮母乘りし筏を流すとす河岸際を流するべし若し河岸
際を流し浮家母衝突し是を損害せば筏主之を辨償をべし
河中碇泊船なり場所へ筏を中流母流し亦河岸母筏を繫ぐと
妨ふし

前顯の如く河岸母繫ぐ筏乃綱に他の筏或は小船衝突し
其船覆没し所有物の損失するふとあるを筏主船船乃如く
容易母運轉し難き故を以て筏主其損害を辨償するに理あり
且何れは船母を繫ぎざる筏と河岸との中間を通航せんと
するを不定理なるふと世人乃知る所あり

第十條

干潮の時深き七尋母足とをる場所母一門門 渭南河母在る 淺瀬を云ふの外
部とを渭南河内母至る河筋或は其近傍母土砂石等乃墜荷を
投棄せらるふとを禁ず墜荷を投棄せらるふとあざば港長或は懸
り官員故障ふれ場所を指揮せべし若し船司此規則を遵奉せ
ず門門 或は河中母投棄せらるふとあざば二百「千カル」洋銀百の罰
金を課せらるるし

水先職業を營まんを欲せらる者先だ港長の試験を受る職業
免狀を受くべし無免狀母を水先職業を營むふとを許さず若
し無免許との水先を謬し船をせへるふとあざば其の水先
人々其損害を償ふ可し免狀を得し水先人水先を誤り及び
指揮乃失錯母因る船を損害せしふとあざば糺問し伏罪せバ

其罪母從ふる罰金母處をべし

小船規則

第一條

潮母乗一と航を予小船ハ河の中流を通航一潮母反一と航す
予小船ハ河岸際を通航を予し若一此規則母反し潮母乗一と
航を予小船河岸際を通航し潮母反一と航す予小船河の中流
を通し他船母衝突一其小船を覆没或ハ破損せ一め或ハ所有
物を損害し或ハ失却せ一ふとあふば此規則母反一と航せ
し小船を其損害せし充分乃全額を辨償を予し又此規則母
反一と航せし小船の損害を受一ふとあふば規則母從ひ通航す
予他船に其損害を辨償せあむるの理ふし
若一小船職業トあめ潮母乗一と河岸際を通航を予し予ハ嚴
密母注意一と潮母反しと河岸際を通航す予小船母衝突せを

予べし

第二條

潮母乗一と小船連續一と河を上下をると予後な予の進
むふと速母一と前ふる者母衝突し或ハ規則を守り碇泊せし
小船母衝突し其船を損害一或ハ覆没せ一めば其失錯をふせ
え小船主より都て損害を辨償すへし

第三條

小船或ハ碇泊所を去らんとし或ハ渠口外母出んとし或ハ渠
内母入り碇泊せんとし或ハ通航中他乃小船に遇ひ之を避け
んと欲一と而し其暇なく終母衝突し其小船を覆没或ハ損
害せあむるふとあふば覆没せし小船母助勢一と流失する貨
物を取り纏むべし若一助勢を予ことなふれば不人情の故を

以て損害せし所有物價額半を辨償をべし

第四條

輕荷の小船ハ重荷の小船ヲ通路を讓ふべし若し輕荷比商船然らざるとき重荷の小船に衝突し其船を覆沒せしむるよしあは輕荷船比主都て其損失を辨償をべし且死人あはば其償金を出すべし但し死人乃償金ハ舊律母從ふを確定ありし者なり

重荷乃小船輕荷比小船母衝突し其船を覆沒せしむる是を辨償す母及て甲乙輕荷の小船互母衝突し其一覆沒せば無難の船主其船を停め他船乃流失せし貨物を取て纏むるよしを助勢をるし若し然らざるよしハ都て其損害せし全額の半を辨償をべし

重荷乃小船將母輕荷の小船母衝突せんとし是を避くるに充分に暇ありしと雖も心を用ひず故ら母輕荷船母衝突し其船を覆沒せしめば多少母拘るを其損害或は失卻せし所有物乃全額を辨償をべし

甲乙乃重荷船互母衝突せんとし十尋或は十尋以外の距離母於て甲船より乙船母止むるよしを請ふと雖も乙船之母應ぜざるとき甲船終母乙船に衝突し甲船覆沒し所有物を損害或は失卻をふよしあはば其損害ハ如何なる金額母を都て乙船より之を辨償をるし若し前顯の距離母於て警誠を爲るの暇あはば衝突せば避くるよしを天災とて其損害を辨償せしむるよし能はざるべし

第五條

し
積荷比輕重母拘ふず諸小船渠内母碇泊せると記ハ渠の片側
母一列母並びて他比小船乃通航を妨るべし若一或ハ並
び或ハ横をり或ハ渠の中央母碇泊一潮の干満母乘一若通
航する他乃小船碇泊船母衝突一之りせめ母覆没し所有物如
何ふ母損害ありとモ通航乃小船ハ是を辨償せり理なし且夜
中前顯不規則乃碇泊船母通航乃小船衝突一之自ら覆没し所
有物を損害し或ハ失卻を母ふとあふば碇泊船とモ都て其損
害を辨償せべし
府内を環繞せる内部乃渠及び外部の某渠渠名を略すハ晝夜乃別
ち小船比通航多記が爲め替を用ひ漁業をふす小船ハ碇泊
を母ふとを許さず併し小船通航ヨツテ少ふ記渠内母碇泊を母ハ妨

をふし

第七條

暹羅舊律母從へバ第一王或ハ第二王河中通航を母と記其儀
從比前後左右母在りて船を漕記或ハ儀從中母入るふとを禁
む
王家乃慣行母因て第一王或ハ第二王年々十一月及び十二月
母於て各月三日間毎夕萬燈を耀りせし河中比浮宮名號を略す母
航御一或ハ河邊母あふ玉座母出御し或ハ河中の他所母航御
あると記て其周圍母疆界を立て警視乃者を置き無用の輩其
疆内母入るふとを禁ず若一漫り母其疆内母入る者あふば内
國人民ふれば警視の者ふれを捕へて罰一外國人民ふれを先
に其暴狀を制し強を入ふんとせると記ハ警視乃者之を捕へ

て其所屬乃領事母附與す或ハ抗一ヲ爭鬪トふト外國人創傷
を受ホ或ハ殺害を爲ストモ己母報知セ一ムトナれば警視の
者是を償ふの理ホシ是母反一ホ警視北者創傷を受け或ハ殺
害を爲ストモ己母報知セ一ムトナれば警視を償ふべし
第一王或ハ第二王毎年六日間河中母煙花乃盛舉を設ルルム
トホ此期日ハ各領事の己母熟知を所ホレハ別母報告を
要セズ然レトモ其餘乃日母方ヲ兩王北出御をホムトホレハ
掛テ役員トモ一日或ハ二日前母各領事へ報告をホムトモ要
セ
王北園圍 地名を略す 中母在る離宮母幸行あるトモ己母警視疆界を
立擧るを法トモ然レトモ如是ニ場所ハ全く王家母屬ト尋常
乃道路母非ヤれば各領事へ報告をホムトモ要セズ

浮家等の規則

第一條

浮家北杭を植也るハ其家乃前面四「フット」十「インチ」内母ト
モ通航の小船母抵觸す可シ地母植也るムトモ禁ズ若一此規
則母背ハ規定規外の場所母杭を植へ通航の小船是母衝突シ
其船覆没一或ハ所有物を失卻セホムトモホレハ浮家主トモ都
モ其損害を辨償セべし

第二條

網漁業乃爲メ河流を横ズモ其中流母至るモ數艘乃漁船或
ハ漁標を一列母聯接セる者ハ夜間其漁船或ハ漁標北場所母
相對一モ河堤母篝火を焚レ及ヒ喇叭を吹キ其漁場ホム
との號信をホム若一河流を上下セる船舶衝突一ホ此漁

船或ハ漁標を損害シ或ハ流失を爲スル之れを辨償せしむる
乃理ナシ是れ其通航の大害を爲すものと前顯の中流母停泊せ
る大船並母河岸際母整列せる浮家の類母非ざるを以たり
漁船或ハ漁標比河流を横斷せざる元生計乃爲め己むを得ざ
るの慣行ふれば筏或ハ小船の衝突一る覆没或ハ破損一或ハ
人命を失するものとあるとシ漁船或ハ漁標の主を以て辨償せ
しむるふとを得ず斯乃如記漁場屢其位置を變換せざるとな
るが故母河流を通航する船舶或ハ筏主自ら其位置を記憶し
其地母臨めて戒心を加へ無難に航過せべし
漁標を聯接せざる母ハ綱を用ひ竿を用るハ嚴禁なり
河岸と漁標乃中間母在る小船通航の場所母綱或ハ竿等を横
ぬへ其通航を妨く可りさず漁標主前顯の妨碍をなし通航の

小船是れ母衝突一其船覆没し所有物を失却或ハ損害せば妨
碍をふりする者は是れを辨償せざる勿論誤りて人命を失する
事ありバ舊律母仍て死人の償金を課せざるを

第三條

河中母流るる所乃主ふ記品物を見當り或ハ贖物を取押へ
し時ハ其地比區長或ハ村役人或ハ其近傍乃貴人母其品物を
預け或ハ其事由を訴ふ可し其品物船乃附屬品ふれハ十二時
間母港長母訴ふ可し訴を受る一區長或ハ貴人其品物の明細
書を作り後報を待たべし亦失ひ主ハ一箇月内諸役員母問詢
し速母穿鑿をなせざる一拾ひ主或ハ其品物を預りする役員或
ハ其品物を關知せざる者失ひ主母告知し其演述せる處と其品
物を預りしと記作て置きし明細書と照會し其品物其者の所

有物等をみと明瞭なれハ之を其主母附與せべし若し疑ハ
事あるば眞の失ひ主を發見する迄延期を處し
前顯ハ流失物を拾ひ役員母訴へる匿ハ置レ捕縛せれしと
之賊トシ處分せざるべし
流失物を拾ひ役員母訴へ其主發覺ハ其品物を返附せざる當
ヲ拾ひ人より報酬を請ふと知レ役人失ひ主並母拾ひ人乃三
人間母於テ示談を處せべし

陸地規則

第一條

暹國舊律中打擲狼籍等母關係の條件許多あり茲母撮要トシ
更母確定せる處乃者下條の如し
人爭鬪を爲す母武器瓦石棒を攜ゆる處乃黨を誘導し互母或
ハ罵レ或ハ切り或ハ刺レ刺ヘ安居せし他人ハ家母至リ主人
母創傷を被らめれば創傷を負せし者ハ黨頭の一倍比罰金
を課せしれ其他ハ黨ハ黨頭の半額の罰金を課せしるべし若
し其主人攻撃せし者を打擲し或ハ刺し其者死母至るとも罰
せらる事あり
人道路母於テ互母口論或ハ打擲し或ハ刺し甲他人比家母逃
げ込み乙之れを追ふとも主人母對し狼籍せし者となるとも罰

らざ併甲他人の家母逃る込カ一母之を追ふ其家内母至り
猶打擲をふと犯ハ狼籍者とふるるし
人無心母を他人の家を訪ひ或ハ品物を購ふり爲め他人の家
母至り偶然争闘を起さふとあり是れ其原ハ竊母其場母起る
を以テ狼籍となすべからず
従僕或ハ負債人自家又ハ他人の家母潛匿せると犯其主人或
ハ債主之れを追ふと犯ハ狼籍となすべからず
従僕或ハ負債人潛匿せし場所皇族或ハ役員或ハ外國人比耶
宅ふれ其家主母其事由を告ぐべし然るに犯ハ其家主潛匿
人を請素人母附與を犯し

今此剛正なる律例撮要ハ他人の家母至り狼籍亂暴を犯
者あり家主是れを打擲一創傷を被むら一め刺へ擊殺し之

を裁判官母訴ふれば其事跡を糺彈し其狼籍亂暴の事實明
りなれば其家主更母罰せらるゝふとふ犯を内外人民母了
解せらむる爲めなり

第二條

祭日或ハ平常故ふく砲聲二里半_{英里}以外母達する巨銃を放發
をるりしを犯ハ暹國比慣習母あり舊律中母揭示せり

府縣共母政府の許可なく漫に巨銃を放發する者ハ此律を犯
し且人民を驚愕せらむるを以テ罰せらるべし

盤谷府母在るハ毎日日出前四十八分時母號砲四發を放ち四
方母一定の時刻を報知し早起を要する者を寤らむる爲め母
を第二王宮乃屯所母於て毎日日出前四十八分時母於て號砲
一發毎夕八時母方と同く一發を爲し第二王附屬比兵士を指

揮を爲め母す其他臨時の砲聲ハ出火の號砲あり出火王宮
より遠隔此地なれば號砲四發接近の地ふれば號砲八發とを
人民此號砲を聞くと其ハ王宮乃近火なり或ハ否を知り其
場身赴りて消防の事を助くるあり祭日祝日等其他砲發を
みとありて其前世上母報告するの例あり

英國暹國と新條約を爲め「ジョンボーウリング」氏軍艦母を
來着せしと其前以て祝砲の事を公告し而して其後其式を行へ
り然れハ爾后海外より來着せし人民暹國の風習を知りて軍
艦より巨銃を放發するを妨ふく又各自生國に祭日を祝すを
爲め砲發を爲る國律を犯すありと認め暹政府母前以て
報告をることなり習とふれり外國人民中甲ハ暹政府の許可
を得て發砲し乙ハ其砲聲を聞き許可ふく發砲す者少り

ズ故母盤谷に人民を亦遂母ハ發砲制禁の令を犯す母至れり」
即今舊律を照し「パークナム」見張所以内母於て發砲すを禁
ず併し内外人民發砲を要する事故あらば許可ありし故母
各分課に役員母三日前報告書を送致せしを盤谷知府事より
廣告し衆庶の疑惑を生せずあり

皇族邸乃近傍或ハ大小役員乃邸母於て子弟親族或ハ從者を
練習を爲めを設る小銃を發射するハ妨げありと雖も前
顯比如く即日報告書を役員に送致し兵部の役員一名派出し
て其的場人民通行する場所外母ありて人民を害するの患
ありを檢查する

小銃を以て遊獵をなすハ寺院或ハ村落或ハ人民ハ住家或ハ
道路あり郊原及び林間母於てするし寺院村落或ハ人民住家

ある處ハ勿論林間郊原と雖も象、牛、馬、水牛其他飼主ある動物を打ばふとを禁ず若し此規則を遵守せず漫里母放發を爲すと犯ハ砲發比多寡母仍之四百「千カル」洋銀貳百と多り多ざ百六拾「千カル」洋銀九拾六弗より少あり多ざ罰金を課せし且前顯比動物を射殺せし犯ハ其動物の價額母從ふ其損害を算せらるし

暹國人民砲發一人を傷る或ハ射殺せらるふとあらば陸地舊律母仍之處分し外國人同様ノ事ありば其所轄の領事其國法母仍て是れが處分をふせらるし

暹國ハ渡航比船司或ハ商人其水夫或ハ其從僕暹人支那人或ハ黑白種比外國人を論せし河或ハ渠或ハ陸地母徘徊を爲すと犯大小銃或ハ刀劍比如き人を傷ふ可犯利器を攜へまむへらざ又船司或ハ商人物

品を購求せると犯案内者を伴ふ之を武器を攜へまむるらし

前顯比人物外出を爲すと犯ハ船司或ハ商人別人を同行せしめ彼等を警視せしむべし若し船司或ハ商人之を用ひず其水夫等の利器を攜へ晝夜母限らる河或ハ渠母徘徊を爲すを默許し爭論を起し政府乃役員或ハ一家比主人其犯人を捕へ其領事母附し是れを處分せめんとし其者捕亡人母抵抗し終母互乃爭闘とあり犯人如何なる創傷を被むると捕亡人ハ決あを罰せらるふとふし若し捕亡人創傷を被り或ハ殺害せられしと犯ハ其所轄比領事其國法母仍之れを處分せし水夫本船を碇泊せしむる爲め潮母乘し河流を上下する途中上陸しる他人の園中母在る果物を採り園主是れを制せし雖

を更母意とせず卻て刃物を抜き其園主を追ひ或は打擲或は
刺すふと屢ふり斯乃如記水夫を捕へ其所屬比領事母附し罰
せむべきなれとて園を看守を予者僅母一人或は二人母を
其無勢あるとて犯人を捕むるふと能わざるべし故母船長或
ハ商人ハ其水夫或ハ從僕の上陸して他人の園中母在る果物
を採るふとを嚴重母警誡を施し若し園圃中に在る果物を漫
り母採らんとする者あり是を見當り其主或ハ其番守を予者
「ホアウボール」不詳を以て其犯人を射るふとあるべし是れが毎
め犯人毀傷を受る如何なる苦痛あるとて園主或ハ番人ハ決
まて罰を受るふとあり予べし若し犯人其園主或ハ番人母毀
傷を被らし或ハ死母至るふとありば其所轄乃領事其國法母
仍て是れを處分をべし

第四條

王宮北壁内兩王の離宮及び兩王宮北波戸塲母在る王乃別室
母人民乃漫り母出入するを禁ず掛り役員門番の許可を得る
出入を予ハ此限母あらず若し漫り母出入を予者あり役員或
ハ門番是れを捕へんとし是れ母抵抗し犯人死母至るふとあ
るに其役員或ハ門番母對し訴訟あるべし而して捕亡
人若し死母至ると記ハ其所轄の領事其國法母依て是れを處
分を施し此先母暹語並母英語を以て既母布告せり此書ハ其
第三板母渡り將來此規則外の訴訟生を予ふとあり止むを得
ざれば増加するふとあり予べし此規則ハ内外の別なく暹國母
在る人民母普く熟知せしめ各條を注意遵守せむるをのな
す

水先規律

第一條

水先人員ハ港長各領事並母保險會社乃代理人ト協議の上都合母依テ増減セベシ

第二條

水先人乃欠員あれば内外人民の別なく選舉母當るる一但此規則及び規則追加乃條款母違背を爲べらざる

第三條

水先人を命ぜると認め港長主任となす尙外母老練比水先人並母在港の外國船母屬を母老練乃航海者中より港長の選ひ母仍々二人を出席せまむべし

第四條

水先人欠員あれば新聞紙母載せり公告し八日乃後第三條の人員出席し志願比者を試験し母撰任を爲し但し従前水先人母其免許狀を沒收せし者又ハ領事の請合證書ある者の試験を受ふいとを得ざるべし

第五條

水先免許狀ハ暹羅政府乃名を以て港長より與ふるし但し外國人其撰任母當ると認め其所轄の領事館母於て其免許狀母裏書をなし之を記録し置べし

第六條

水先人志願比輩を偏頗なく公平母試験せし上其最適當なる人を撰任をべし

第七條

免許を得し水先人ハ水先見習一人を使用を容ふとを許す然れとも其見習の所爲ハ水先人ト責任を容ふべし但し水先人乃願母依り港長より水先見習乃者母特別の證書を與ふる一と雖も見習ハ他乃水先人母代り船舶の水先を爲すふとを許さず

第八條

免許を得し水先人ハ一人又ハ社を結び營業を爲すと隨意なるも但し港長ハ水先人を管轄し此規律母違犯を容ふ者あらバ之を處分するの權を有る港長より命する所の罰ハ罰金又ハ一時ト休業或ハ外務卿乃許可を得る免許狀を沒收するふとあり

第九條

盤谷港水先の事務を尙整齊せんが爲め港長母於て水先規則乃追加を作す水先場所ト疆界並母其賃銀の金額を確定すべし此追加ハ各領事母照會を容ふを要し又後來各領事母照會し之を變換添削を容ふとあるも

第十條

免許狀ふく水先をふし或ハ他人の免許狀を借る水先營業を容ふ者あらば其所轄の有司母訴へ其有司ハ國法母從之を處分し其貸主乃免許狀沒收の上借主同様之を處分を容ふ

第十一條

水先人ト乘組等船舶若し禍災母罹ふとあらば委任乃官員明母其事實を糺彈し其過ち水先人母歸せれば其免許狀を沒收し其所轄ト有司母附し法母從之處分せらむる也

第十二條

港長局母於之ハ水先船並母其水夫人等を記録し船乃免狀を與へ番號を附せべし

水先船ハ船乃艦及大帆の頭母官許水先船の文字並母其番號を明瞭母畫記旗章ハ上半分白色下半分ハ赤色ふすをのを用ふべし

水先船ハ其戸籍證書を其國領事或ハ港長母預者置くる

水先船ハ水先をふそ乃場所及港内を隨意母運轉をるふと妨げなく噸税ハ免除すべし

水先船ハ港長或ハ其代理人の需母應しそ外務省又ハ港長局母屬をる吏員を載せ港内を往來し燈臺又ハ燈船母往復をそ郵信其他の品物等を運轉すそ役を勤むることあり

第十三條

水先人乃謬も母あさざし水先の場所外母流をそふとあふと凡ハ一日母付墨銀五枚の割を以て増賃を受くべし

水先船本船乃側母在る損害を受もしと凡ハ鑒定人二名をそそ其損害を算定せしめ本船とて是を辨償をるし但し此鑒定人一人ハ水先人とて選ひ一人ハ本船船司とて選むべし

第十四條

水先諸入費ハ荷主並母引受人より拂ふへし船脚母關係をそ訴訟ハ港長乃審判母服従をるし

第十五條

荷主又ハ引受人母於そ水先人を役をそを欲せず其船司自ら水先を爲すは妨者なく此時ハ縱令其船母事變あるとハ港長

之を處置するものとす。但し他船と衝突を恐るものとす。此限母あらず。水先人を役せしと役せざるを母拘へず。船舶互母衝突せし事件は國法母從ひ偏頗なく糺彈するべし。

水先規律追加

第一條

船舶盤谷母一旦碇泊せし後ハ水先人港長の指令なく其船を府内比他所母移を役を勤むるを若し其船を移すとす。港長ハ之を水先人母命し他人母指令するものとす。

第二條

各水先人ハ盤谷着船後二十四時の間母之を港長母報告をべし。

第三條

水先人病氣等母出役ふ難とす。其ハ醫案を直母港長母送致するべし。

第四條

「ロウルライスミル」より 同 拾五元
「マアブルブジュリエンコムペエニー」疆迄

但し本船蒸氣を焚き水先をふきあむるとは拾五元の
三分一を拂ふべし

第九條

都て免許を得し水先人乃名前ハ港長局母揭示を履し

第十條

水先人入港の本船母至るとは水先規律並母港内規律と共
母本人比免許狀を其船長母示をべし

第十一條

水先人病氣或ハ已むを得ざる事故ある母非ざれハ其役を終
る迄決し本船を去るるべし

第十二條

水先人酔狂せしむとあれば暫く休業せしめ或ハ免業せしむ
るし

第十三條

各水先人船路外乃場所母船をせへ或ハ他船母衝突せしとさ
ハ明細なる報告書を遅滞なく港長母呈すべし尤報告書母ハ
船長乃保證するるべし

第十四條

水先人約定時間より長く船中母在るとは一日毎母墨銀五
元の増賃を受くべし但し本船比航海者脱走を母歟天氣風順
潮順等其臨時の故障起るとは格別の事

第十五條

水先事務局乃費用を償却する爲め水先賃比五分を除き去る

べし

第十六條

各水先人の其免許狀を得るに當はる水先規律及び其追加を遵守せよの保證金と一之墨銀三百元を預くるし尤保證金を預る一適任の水先人の過失あるとを水先賃を與へず罰金を課せらるふとありと雖も未熟怠惰母依て責を受るふとありふべし

盤谷風土

盤谷の上母を記せし如く全國北首府内外通商乃淵源母一なる「ミナム」河乃兩岸を領し其長を流母沿て測れバ三里餘あり其幅兩岸母ある部を合計せれば廣さ部母を四里狭り部母を二里あり府内並母近傍とを地形平坦卑濕母一を沼澤多く

絶て丘陵を見るふとあり府内を分て三部と爲す曰内郭曰外郭曰浮郭是れ内郭ハ河の東岸母ありて府乃上部を爲し其形橢圓母一を西面ハ本流母臨み東方ハ石造比壘壁と壕とを以て之を圍み王の宮殿公廳皇族の居宅無數の大寺高塔並母市塵此内を占め其周圍二里半母下らざ外郭ハ北内郭母續き其下流母沿ひ兩母延長一且河の西岸母跨り甚廣闊母一富貴族乃弟宅外國人の館舎並母無數乃商店妓樓此中母在り浮郭ハ河北兩岸母沿ひ水上母泛へる商戸母を其數甚多し其三部の人口總計凡四拾萬其三分二ハ支那人而一を老樹人「マラーイ」人緬甸人モ亦尠りしぞ

蓋暹羅人老樹人等ハ上母を記せるが如く性質怠惰母を殆んど富貴の念なし故母市塵を開き商業を營むるの誠母乏

し盤谷中母々諸種の物品を賣買し日用を辨し利を獲る
ものハ獨り支那人乃母母一處至處羣居せり又内地母々甘
蔗を種也母々皆支那人乃業ふ支那人富商數名あり我輩
乃面接せし鄭源盛ハ即其一人母母一處頗る大商なるとし
「三ナム」河比幅盤谷邊母々ハ凡二丁内外あり水甚深く流甚
緩母母一處舟楫母便ふ加之本流の東岸西邊とを縱横母幾條
乃堀割を通し橋梁を架し各方比運輸を助く故母居民朝夕の
用務ハ皆此水利母依り貴賤男女比別ふく悉く小舟母棹一往
來出入賣買とを之を用ひざるなし國王の舟ハ黄金を塗る母
母の母々甚美ふり其他貴族も亦各美舟を所持し出入之を
用也實母河流乃上下左右とを小舸の絡繹屈指母遑あらず故
母河流母沿ひ堀割母傍ふ人家ハ皆水母面一と並列し本流ハ

即本街を爲し縱横比堀割ハ裏街横街を爲す實母東洋の「ウェ
ニス」伊太里の地名と謂ふも亦妄誕母あらず然れ共河中母ハ種々
乃汚物混流し其水濁り大母泥臭を帶ふ而一處兩岸の地勢
卑濕なるともへ井泉を得るものと能く内外人民皆河水を以
て飲料母供之母馴れざる人ハ往々腸胃を害す母患あり故
母外國人並母貴族ハ之を濾し用也れとを尋常乃土人ハ汚
濁比儘飲みとを心を用也るものとなし
炎熱乃頃土人男女老幼共朝夕河水母浴し強々愧色を見ず
陸上比市街通衢ハ幅廣く馬車を馳る母も妨なく且近年各處
母新道を造り便宜を得ずれ共裏街横街ハ狹隘母母一處塵埃處
處母堆を爲せり
王宮ハ内郭中母在り西面ハ本流母枕し堅固の石壁を以て

園が壁内ハ積五萬坪余あり四方母城門數個堡壘數臺を設る
其間高樓巨閣を以て相連絡し東隅の一部ハ近年乃造營母一
之西洋風母築に甚壯麗あり「ワットプラーコウ」と稱する大寺並
母造幣局も亦此郭中母屬す而して王宮中母所住の人員六七
千母下とすとふふ是れ二三代前乃王ハ最多く妾を養ひ
王ハ其員三百人 其妾及無算の皇女侍婢等皆宮内母在るを以て
ありと云ふ 三代前

第二王の宮も大概同轍母一も唯其古風母も形稍小あるを異
なれりとをそのみ府内乃寺院一百餘其最高大美麗あるもの
王宮近邊母屹立し高塔金屋乃奇觀實母外人比膽を破る母足
れも其他内郭の市塵ハ多く磚石を以て造れり連房なり是れ
皆政府乃建築母も支那人又ハ土人母貸し若干の税金を賦せ

あふり

貴族權家比弟宅ハ石垣木杭を以て基礎を高ふし多ハ西洋風
母も磚石を以て造營し 但し西洋風ハ建築ハ僅母 其園庭も亦頗る
廣し而し外郭中支那人乃家も亦磚石を以て作れり二階家
多し然れ共其下段ハ卑濕母も洪水のどけ水母没るるも
へ多くハ二階上母住めり外郭中河流母沿ひ内郭に近き部母
支那市町と稱する一大區あり日用の百物充備し賣買乃人雜
查す就中大店ハ裁縫店鍛工藥舗鍛金匠肉舗染戸靴店魚店菓
店等あり
其他常人比家ハ木又竹を以て造り四方ハ竹簀を以て圍み椰
子葉を以て覆ひ其結構極めて狭小粗惡僅母雨露を凌ぐ母足
るのみ而し其床ハ地面とて七八尺上母ありて洪水の害を

防く爲め母せり次母一種奇なるハ夫浮家ふる者あり浮家一
軒比大ぎハ底面母を測り長を凡四丈幅凡三丈檐の高八尺棟
乃高一丈五尺あり此面を覆ふ屋根ハ前後二棟あり是れ一棟
母之ハ高さ母過り暴風の害母過ふりせめ舩を二棟中前なる
を懸る雨水を注ぐ爲母を而して兩方とせ「アタラ」と稱を舩
椰子乃葉を以て被ひ一家兩屋の形を爲す正面母ハ上に庇あり
下母竹乃縁頬あり板を以て之を覆ふ家比後面兩側とせ板
或ハ簾を以て圍み正面ハ啓開せり床上ハ通例表裏二室母分
ち表室ハ諸種の物品を配列を舩店とし裏室ハ寐所母供す○
此浮家を一なる水上母泛ぼしむる母ハ屋の根材乃下母割材の
太き四五寸乃を五行脚あり母並立て横木を以て之を留め

割材を一を水中母沈ましむる母と五六尺ありしむ之母由る
根材の下面を四部母平分し其中間母竹竿を填入る爲にす
但五行乃割材を附る所以ハ一母ハ家比重み母を下ふる竹
竿を押出を患を防ぎ二母ハ年々古竹の腐敗せざるを取て
代へて新竹を納るゝ母便を舩舩に此竹竿ハ即家を浮せしむ
舩筏母一なる凡二年間之を用也べし其腐敗しざるを乃を一頓
母取代るハ勞多き也へ毎年半分ばり入替新を以て陳母代
るを法とせ○其床ハ水上にある母と三四尺母一なる五軒又ハ
十軒相連り一線を爲し各線乃上下兩端母各三四本の杭を打
込み水底に入る母と六七尺母一を以て河岸とせ凡三丈離れ
る其位置を定むる爲母す家を杭母繋ぐにハ綱又ハ繩を用ひ
其縛り法寬母一なる潮汐母隨ひ家の浮沈するを自在母昇降

を舟を要す河水深く水底軟ふると舟ハ杭の頭母綱を付る之を陸上乃物母縛をみとあり然れ共時おほく潮勢母隨ひ浮流ふくことを免れず若し此浮屋を甲處と乙處母移せんとせると舟ハ家族居ふり多遷轉し水流を上下を舟み自在なり」浮家ハ河乃兩岸母沿ふと並列し其長を殆んと二里半あり是れ皆支那人の商店母一日夜日用比諸物品を賣却す其他一族小舟中母住み商業を營み又ハ運漕を業とし活計を爲せとの亦甚衆し此種乃民ハ舟母生る舟母長し舟母婚し舟母死を舟者にしる生涯陸上母登らざるものも亦少り多とふ

外國領事館 永借地 母住す 傳教師館「ホテル」並母兩三乃商館ハ外郭中に多多く河北東岸母在り其屋宇ハ大抵木材母を作り床高く

水母面し周圍母園庭あり多く綠樹を植へ以て炎熱の日光を遮り頗る清涼母し之精神を養ふに足れり此地領事を置し國ハ英、佛、葡、是班牙、蘭、伊、澳、瑞典、丁抹、獨、米等あり但し盤谷中母ハ諸國乃公使館一を舟みとふし

右北一部と下流母沿ふる大屋並列を舟ものハ數個乃造船場初磨場あり造船場ハ多く西洋人乃所有母を深く横堀を穿し河水を引る大船小舟を造る母便す此地ハ彼の「チーキ」材價廉母しる河水も十分深なり也へ造船にハ便宜の地なり初磨場ハ多く西洋人母属を是れ商人とて内地産出の初を賣ひ集め此舟送る礪磨篩分し米とふし以て賣却す舟母供を之を行ふ母ハ蒸氣機關を用也故舟處ハ母煙突屹立を處々に石灰窰あり此國舟も石灰を燒く母ハ介殼及ひ石灰

石を用ゆ

石炭山ありとゆへとを開採の業ゆまだ開もず蒸氣船及ひ初
磨場等母そひ多く「アウストラリヤ」石炭を用也

本流の兩岸咽喉の地並母堀割の隅角等母ハ處々石造の小壘
あり砲門を穿り然れ共大砲並母守兵の備ありを見す

先代王比と府中巡查を置き外國人を雇て其長となし其規
律ハ新嘉坡の法を准用せり但一内郭中ハ暹羅産比人を撰ひ

て巡查とふし外郭母そハ「マラー」産乃者をも用也母そと政
府とて給料一月母五弗半母そ巡查の手母入る高ハ僅母三弗

半ありとぞ
市街母乞丐を見るふとふし是れ貧窮の者ハ皆寺院母送りて
僧徒の救助を受あむるハ故あり

暹羅國並母新嘉坡呂宋島「マ子ラ」府等母輸出一る利
益ありるを物件

一漆器

一絹

幅廣薄地母そ小紋紅紫の花形を染出せし品又ハ中形「カ

スリ」地縞地等

一白木綿

幅廣薄地白晒類

一舶來金巾乃染地

花形等乃華美ある品

一茶

熱地ふれば能く焙らざれば腐敗をそ乃恐あり

一紙類

一刃物類

一日傘雨傘蝙蝠傘

一象牙細工物

一提灯

盆提灯の如き草花を畫けしもの

一石炭

香港柴棍盤谷新嘉坡「マ子ラ」皆石炭母乏し皆之を新和

蘭とて取る故母其價貴し

一山油

方今本邦乃産出猶乏しと云へとも他日之を輸出を母
至らば其利大なるべし

一藺席

一陶器

一廉價の靴

一景色乃錦畫

一湯本細工物

一麥藁細工

一扇團扇類

一銅器

一唐金器

一黃銅器

一子供手遊品

其他支那へ輸出せる所の者ハ都々望人多り必し是れ右

等の地母ハ支那人多かり也へあり
舶來品也へハ白金巾吳呂服ハ類を横濱等北相庭廉ふる
と記ハ又輸出ハる利あるべし按母盤谷柴棍「マ子ラ」新嘉
坡等ハ均一ハ支那の西南母在り各地北距離遠りハ海
上平和母ハる航海ハ危難なく殊母其間に郵便船有る書信
乃往復母ハ亦便なれハ我國船を出るや此數港を兼て物産
を出入せば費用を省利利益を増るの便ありべし

山田長政の說

慶長元和北頃山田長政暹羅國母入り高位母登り一説ありが
也へ我曹其事蹟を探らむ爲め之を其國人に問へとも曾る知
るものふく又之を其歴史母就る索むれとも亦其確證を得る
ふと能わざ但其第二朝「ブラチーソンタン」王北と記我慶長八年
西洋紀元千
六百〇 母方て日本乃商船多く首府母來る交易を行へり王ハ
元僧より起りし人あり一日其門弟を會し經文を授けが日本
人三百名私母黨を結ひ急母王居を圍みらば門弟中乃僧八
人先母王を伴ふる佛寺母入りあめ而る「ブラ、マハ、アマター」
あり者一隊卒を率來る日本人を逐退るる日本人ハ其商船母
乘り遁去れり而る「ブラ、マハ、アマター」ハ其功母依る國老
母舉るるれりとも記せり

和漢年契母依之考れば長政比暹羅母入りて我慶長九年
母係る而しる上文母載る所母を我慶長八年母當れり其
時代恰も吻合を然らば王居を襲ひし日本人ハ長政乃黨の
所爲母出はるり未だ知るるりさず

又暹羅史を案する母西洋一千六百年代の初「アラ、チャウ、ソ、
タ」王齡老る國事母倦み一寵臣を以て政務を攝行せしめ而
して王殂しる後太子位母即ちせれとせ年尙幼ふるり也へ攝
政官國事を總裁せり頃あはて攝政官、新王の弟某叛逆比意あ
るを察し之を殺さんとせしが攝政官と不和の輩王母讒を
母攝政官比所謀姦惡なるを以てせり是母於て攝政官ハ諸貴
族と議し遂母王を廢し更母王比末弟某を立て王と爲せり王
齡僅母十一幼弱母ハ政事を管する母耐へず國內の人心恟

恟更母一俊傑を立て國事を託せんと欲せり而して其攝政官
ハ故王の寵臣母しる久しく國務母關り老練比長者ふれば衆
議を決して遂母之母「アラ、チャウ、ソ、タ」の尊號
を上り即位比禮を行ししめり暹羅建國以來第
二十五代の王也是れ實母一千六
百三十年母係る我寛永七
年母當る但し王比出處系統ハ曖昧母し之
を詳にをる人ふりと云々

拙堂齊藤氏の所著海外異傳母曰く元和比始め山田長政暹
羅母至り偶國王のぬめ母奇策を獻し四隣を平常し其功母
依り王より唾普良乃稱號を賜ひ諸侯母封せしれ之を久し
うしる後王齡己母高く國事母倦み長政を以て國事を攝行
せしめ而して王殂しる後奸臣長政を毒殺す時母寛永十年
ふり

案母上比暹史母所記の事蹟ハ西曆一千六百年の初ミ同三十年の間母在ミ我慶長八九年ミ寛永十年の頃母當ミ外蕃通書中母長政ミ日本政府母贈る書簡ニ通あり甲ハ其時代相應元和七年卯月十一日乙ハ寛永六年三月三日ト記セテ其事蹟亦相似學ミ然ルバ夫の「アラ、チヨウ、ソシ、タン」王乃寵臣母ミ攝政官トあり終母王位を踐ミハ長政あり未お知るベクミ其出處系統詳ナク云ミハ記者長政の履歴を録ミ吾を忌ミ之を曖昧に附セミ乃ふるん手疑ナク能ハズ元來暹羅比國史明晰ナク而ミ歐米人の所譯述彼是異同あり何レハ正史あるを知らズ又從來我國人乃傳聞ミる處亦訛謬附會を免れミ今之を記ミ以ミ他日比考證母備フ

學生子傳

西洋紀元一千八百十一年我文化八年五月暹羅國母於ミ奇異乃學生子を生ズ共に男子母ミ甲を「エン」と呼ビ乙を「チェン」と呼フ身丈け均ク五尺二寸甲乙の胸骨下母一肉帶長凡二寸五分幅凡三寸あり兩體を繋合セ眞母一雙を爲セテ其父母ハ支那人母ミ貧窶の者ふれば學生子ハ常母漁獵牧畜を以ミ家族を扶養其性質伶俐其筋力強剛善ク並馳セ善ク駢洒テ共母眠ミ共母食シ平生和睦！曾ミ相闘ク乃色ナシ千八百五十一年四月一日米人之を伴ヒミ歐米諸州を歴游ミ億兆乃縱覽母供ミ終母亞米利加合衆國母住シ共母婦を娶ミ共母子四五人あり千八百七十二年我明治六年同國母死セテ蓋暹羅乃名を海外母鳴ミせミハ學生子比功多ク母居ミと云フ



暹羅紀略大尾







